

官報号外

平成十九年五月十一日

○ 第百六十六回 参議院会議録第一一十三号

平成十九年五月十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成十九年五月十一日

午前十時開議

官報(号外)

ざいませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。甘利経済産業大臣。

〔國務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○國務大臣(甘利明君) 株式会社商工組合中央金庫法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、株式会社商工組合中央金庫法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
株式会社商工組合中央金庫法案について、提出
者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございません。

第一、平成二十年十月における商工組合中央

金庫の株式会社化を円滑に行うため、株式会社への組織転換のための措置を講することとしております。

第二に、中小企業に対する金融機能の根幹を維持するため、中小企業団体とその構成員等に融資対象、株主資格を限定するとともに、中小企業に対する円滑な金融機能の提供に不可欠な強固な財務基盤を確立すべく、特別準備金の設置について規定しております。

第三に、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちに本法案を廃止するための措置を講ずるとともに、中小企業に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずることとしております。

以上が株式会社商工組合中央金庫法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。藤末健三君。

〔藤末健三君登壇、拍手〕

○藤末健三君 民主党の藤末健三です。

民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました株式会社商工組合中央金庫法案につきまして、政府に対して質問を行います。

政府は、現在景気は好循環を続け、戦後最長のイザナギ景気を超えて更に長期化する可能性があると自画自賛されています。しかしながら、中小企業は好景気から取り残され、資金繰りにも困難を來し、後継者もいないという極めて厳しい状況

に置かれています。

安倍総理は政権公約の中で、中小企業を税と金融で強力にバックアップするとされていますが、中小企業対策政府予算は年間千六百億円にすぎません。これは道路整備事業費の十分の一、森林水産整備事業の半分となります。中小企業は全国企業四百三十万社のうち九九%以上を占めています。また、全労働者の七割が働いているのが中小企業です。それにもかかわらず、政府予算はわずか全体の〇・二%しか充てられていないという状況になっています。

これを見ても明白なように、我が国の多くの中小企業がここまで困難な状況に陥った要因は、政府が中小企業に対して場当たり的な金融政策や税制でしか対応しなかつたことに尽きます。我が国の経済と産業を支える中小企業政策をないがしろにしてきたことについて、歴代政権は猛省すべきです。是非、この点について官房長官の見解をお聞きしたいと考えます。

安倍内閣は再チャレンジ融資制度を制定するとおっしゃっていますが、本当に必要なことは、一度倒産して再チャレンジすることではなく、頑張っている中小企業のより一層の成長の支援、また窮地に陥った中小企業に対する円滑な融資です。そうすれば中小企業が倒産することもなく、わざわざ再チャレンジする必要もありません。ちなみに、この五年間、中小企業は四百七十万社から四百三十万社と五年間で約一割も減っております。また、中小企業金融の状況を見ますと、民間金融機関の中小企業への融資は、二〇〇一年に約二百二十兆円あったものが二〇〇六年には約百八

十兆円と、この五年間で中小企業に対する融資、二割も減っています。

このような中、商工組合中央金庫や中小企業金融公庫など政府系中小企業金融機関を通じた融資拡大、信用保証協会の保証による銀行融資についての第三者保証の撤廃、無担保無保証枠の拡大、緊急つなぎ融資審査の緩和、動産担保融資制度の拡大等を行うべきだと考えますが、経済産業大臣、財務大臣、金融担当大臣の御見解をお伺いします。

私はほとんど実感がないのですが、我が国は経済は二〇〇二年から回復に向かっていると言います。根拠となるのは企業収益の増大です。例えば、製造業の大企業の企業収益は二〇〇一年七八兆円、約八兆円でありましたが、二〇〇五年には約十八兆円と二・三倍になっています。これは過去のピークであるバブルを超えて、最高の収益となっています。また、大企業の従業員一人当たりの収益は二〇〇一年に百六十万円だったものが二〇〇六年には六百六十万円と約四倍になっています。これらをもつて政府は景気が回復したと言いますが、下となっています。大企業の一人当たり収益は六百六十万円とございますんで、中小企業と大企業の一人当たりの収益の格差は約十倍近くになつているというのが現状です。

また、製造業の従業員の方の給与の推移を見るると、大企業は二〇〇二年に八百三十万円です。そ

れが二〇〇五年には八百五十万円と増加しているにもかかわらず、一方、中小企業では二〇〇二年四百十萬円から二〇〇五年には三百七十万円と一割近くも減少している状況です。そもそも倍以上の格差があつた大企業と中小企業の給与格差が小泉首相の時代にもつと拡大しているというこの現状です。

また、雇用数を見ると、大企業の雇用は雇用全体の約二九%しかございません。しかも、この数、この五年間でリストラなどにより減つています。一方、中小企業の雇用は全体の約七割を超えるという状況でありまして、大企業主導の景気回復といつても、多くの人々は中小企業に勤め、その景気回復の実感はないという状況になつています。ちなみに、新聞の調査によりますと、約八割、七八%の方々が景気回復を実感していないと官に見解を伺いたいと思います。

このような状況ですから、中小企業においては設備投資に資金が回つていません。二〇〇六年の従業員一人当たりの設備投資を見ますと、大企業では従業員一人当たり五百萬円の設備投資がある。一方、中小企業を見ますと六十四万円しかございません。中小企業は一人当たりの設備投資、大企業の八分の一しかないという状況です。つまり、大企業は最新の設備をどんどん導入する、一方、中小企業は古い設備を使わざるを得ない状況となります。この結果、今後、大企業と中小企業の生産、収益の格差は一層広がると予想されます。

このように、中小企業は景気回復の恩恵を全く受けおりません。経済産業大臣に、この中小企業の現状についての御認識を含め、中小企業施策の今後の方針について見解を伺いたいと思います。

また、中小企業の現状を見ると、地方によつて格差があります。首都圏の中小企業の収益は高く、一方、九州など地方の中小企業の収益は低くなっています。私は、地方自治体がベンチャードライアル支援調達制度や税制支援など、中小企業の支援をもつと独自に行えるようにすべきだと考えます。しかし、総務大臣の見解はいかがでしようか。商工中金は、政府と中小企業団体が共同で出資する中小企業向け政府系金融機関です。商工中金に対しても出資を行つている中小企業団体は約二万七千組合、その出資額は一千億円を超えます。このように、商工中金の資本形成に多大な貢献をさってきた中小企業団体の利益を害することは決してあつてはなりません。出資者である中小企業団体に配慮した措置はしっかりと講じられているかどうか、経済産業大臣の御所見を伺います。

ちなみに、商工中金は中小企業に対して多様な金融サービスを行い、貸出し残高は約十兆円と、融資先は八万社にも上っています。このように、中小企業者に対して安定的に融資を行つてきた商工中金は、我が国の中堅中小企業金融を強力にサポートする中小企業政策の大きな柱と言つても過言がございません。このような中小企業向け金融機関としての性格は、株式会社後もしっかりと維持される必要があります。そのための措置は本法案にあります。

盛り込まれているかどうか、経済産業大臣に伺います。

また、株式会社後にも中小企業向け金融機関としての性格を維持するとしても、財政基盤が確保されなければ、それは絵にかいたものとなってしまいます。株式会社後も中小企業の皆様の資金ニーズに適時適切に対応するために必要な財政基盤をしっかりと維持するために必要な措置はきちんと講じられているんでしょうか。経済産業大臣、そして財務大臣の御所見を伺いたいと思います。

そして、中小企業の方々は、完全民営化後も商工中金の中小企業向け金融機能の維持を切望されています。そのためには、株主資格の制限、商工債の発行維持、特別準備金の設置の継続など、財政基盤を確保するための措置を講ずる必要があります。そして、こうした措置を講ずるために、きちんととした法的な枠組みが必要だと考えます。そして、こうした措置を講ずるために、きちんととした法的な枠組みが必要だと考えます。そして、こうした措置を講ずるために、商工中金は、貸し渋り、貸しはがしが起きたとき、地震や集中豪雨等の自然災害の発生時に、大型倒産のために連鎖倒産が起きないようにするためにも必要な融資を行い、また、最近では、新潟中越地震や能登半島地震の発生時においては、中小企業の事業継続のための支援を行つております。このような商工中金が果たしてきた危機対策機能についても、これまでと同様に確保されなければなりません。そのために必要な財政措置や体制整備はしっかりと講じられているかどうか、経済産業大臣と財務大臣に伺います。

昨年、公布、施行された行政改革推進法におい

ては、平成二十年の株式化の五年後から七年後をめどとして、政府保有株式の全部を処分し完全民営化するとしています。商工中金は、民営化後も民間金融機関として適切な事業形態を確立する必要があります。そのためには、中小企業向け金融機能を維持する一方で、商工中金の経営の自由度を高め、事業範囲を拡大するなど、中小企業に対して多様なサービスを提供できる環境を整備することが不可欠です。本法案において、株式会社後、多様なサービスを提供するために必要な措置が講じられているかどうか、経済産業大臣の御所見を伺います。また、こうした多様なサービスの提供を商工中金が実現していく上では、金融当局の姿勢が重要となります。この点について、金融担当大臣の御所見を伺いたいと思います。

商工中金だけで中小企業向けの金融をすべて担うことにはできません。中小企業向け金融の九割を担う民間金融機関がきちんと中小企業に対し融資を行なうことが不可欠です。ところが、さきにも述べましたように、この五年間で民間企業の中小企業への融資は二割も減っています。そして、今はお四割強の民間金融機関が中小向け金融融資、減らし続けています。民間金融機関がしつかりと中小企業に向けて検査マニュアルを作るなどの取組をしていますが、正直に申し上げて、対応が全く足りないと思います。民間金融機関がしつかりと中小企業に向けて金融に取り組めるよう、現場レベルでの検査体制の抜本的見直し、地銀など財政体質の強化など、総合的取組が必要な段階に来ていると考えますが、金融担当大臣の所見を伺い

たいと思います。これは本当に大事な話です。

我が国の将来を支えるのは、新しい分野を切り開く挑戦する中小企業です。リスクの高い事業に対し、融資だけでは資金を供給することには無理があります。このため、直接、中小企業に対し株式投資による資金提供を行うことが肝要でござりますが、中小企業に対する投資は欧米に比べて非常に低い水準にとどまっています。挑戦する中小企業に対し、個人やそして年金などの資金がもつと流れ込むように、例えば中小企業、ベンチャーに個人で投資する人々に対するエンジニア税制などを税制の整備、そしてまた、より一層ハイテクに特化した株式市場の整備など大きな枠組みの取組が必要と考えます。経済産業大臣、財務大臣、そして金融担当大臣、三大臣の御所見を伺いたいと思います。

最後に、我が国産業は、バブル崩壊後、失われた十年と言われる長い低迷を必死で頑張り、乗り越えてきました。最近ようやく大企業の業績が回復してきましたが、苦しい時期に大企業と一緒に頑張った中小企業は、まだ引き続き苦しい状況に置かれたままです。中小企業が苦境に置かれたまま取り残されていることは、政府や我々政治家が十分な対応をしてこなかつたことにほかなりません。今、市場メカニズムを中心とする改革、唱えられています。しかし、市場メカニズムだけでは解決できないこうした不当な格差を改正していくことこそ、私ども政治家に与えられた使命ではないでしょうか。

私は、全雇用の七割、企業総数の九九%と、我

が国の雇用、そして経済を支え、また次世代の産業の芽である中小企業に対し、党派を超えて応援させていただくべきだと訴えさせていただきたいと思います。本当にこの中小企業の問題、今我々が対応しなければ、どんどんどんどん中小企業は衰退していく、この事実を指摘させていただきまして、質問を終わらさせていただきます。

〔國務大臣甘利明君登壇、拍手〕
○國務大臣(甘利明君) 藤末議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中小企業の資金調達の円滑化についてお尋ねがありました。

中小企業が安定した事業運営を行っていくためには、その資金調達の円滑化が重要な課題であると考えております。そのため、経済産業省といたしましては、動産担保融資の促進や信用保証協会における第三者保証人の原則非請求等を通じ、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取り組んでいく所存であります。

次に、中小企業の置かれている現状を踏まえ、中小企業施策の今後の方針についてお尋ねがありました。

中小企業の景況につきましては、業種や地域によつて回復度合いにばらつきが見られ、中小企業の多くは、御指摘のとおりいまだ景気回復を実感できない状況にあります。こうした中、全国四百三十万の中小企業の知恵とやる気を生かしてその活力を高めることこそが我が国経済の活性化を図る重要なかぎでありまして、今後ともあらゆる政

策手段を用いまして中小企業活性化に万全を期してまいります。

次に、商工中金の株式会社化に際して、出資者である中小企業団体に配慮した措置が講じられるかについてのお尋ねがありました。

商工中金の株式会社化に際しまして行われる特別準備金の金額の決定や株式の割当で等につきましては、既存の民間出資者である中小企業団体の利益が不恰當に損なわれることのないように十分に配慮してまいります。また、株式会社化に伴つてこれらの団体に新たな負担が生じることがないよう必要な手当てを講じてまいります。

次に、中小企業向け金融機関としての性格を株式会社化後も維持するための措置についてお尋ねがありました。

商工中金につきましては、行政改革推進法において完全民営化に当たつて中小企業向け金融機関としての機能を維持することとされておりまして、本法案におきましてはそのため必要な措置を規定しております。具体的に申し上げますれば、まずその株主資格者や主たる貸付先を中小企業団体及びその構成員に限定するとともに、政府出資の一部を準備金化し財務基盤を確立することによりまして、株式会社化後の商工中金が中小企業向け金融機関としての役割を引き続き適切に果たしていくように万全を期してまいります。

統いて、株式会社化後の商工中金の財務基盤の確保についてのお尋ねであります。

新商工中金が株式会社化後もそのノウハウを活用して中小企業の金融ニーズに十分対応していく

ためには、強固の財務基盤が確立されることが必要であります。本法案におきましては、商工中金の株式会社化に際しまして、政府出資のかなりの部分を特別準備金とするための措置を規定をしております。

その金額につきましては、中小企業団体等の意見も聽きつつ決定するなど、財務基盤をしつかりと確保をしてまいります。続きまして、完全民営化の際に商工中金の機能維持のための法的枠組みを用意すべきではないかというお尋ねであります。

商工中金につきましては、完全民営化後も中小企業向けの組合金融機能を引き続き維持することが極めて重要であると考えております。そのためには、株主資格の制限に加えまして、完全民営化の時点における財務状況等を踏まえまして特別準備金や商工債の発行等の措置についても検討する必要があります。法的枠組みを含めて必要な措置をしつかりと実現をしてまいります。

次に、株式会社化後の商工中金の危機対応機能の確保のための措置についてお尋ねがございました。

株式会社化後の商工中金につきましては、これまで危機対応で果たしてきた役割にかんがみ、株式会社日本政策金融公庫法案におきまして創設をされる危機対応業務を行う指定金融機関の指定を協議をしつつ具体的に検討していくこととなりますが、商工中金などが果たしてきた危機対応機能がこれまでと同様に維持されるよう、必要な財政

措置を確保してまいります。

次に、株式会社化後、多様なサービスを提供するための必要な措置が講じられているかについてお尋ねがありました。

本法案におきましては、完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築できるように、預金資格制限の撤廃、子会社保有の一部解禁、出資者基盤の拡大等の措置を講ずることといたしております。

これら措置によりまして、商工中金が七年間培ってきた強みを磨きまして、より多様なサービスをより効率的に提供することが可能となり、引き続き、我が国の中小企業向け金融の円滑化に貢献することとなると強く期待をいたしております。

最後に、中小・ベンチャー企業の資金調達円滑化への取組についてのお尋ねであります。

エンジエル税制につきましては、平成十九年度

より、その対象となる企業の要件を緩和するなど、円滑な資金調達を促進するための措置を拡充いたしました。引き続き、税制の充実に取り組みますとともに、中小・ベンチャー企業の成長を促す新興市場の形成についても、関係省庁と連携をして検討を行つてまいります。

以上です。(拍手)

〔國務大臣塙崎恭久君登壇 拍手〕
○國務大臣(尾身幸次君) 藤末議員の御質問にお答えいたします。

政府系金融機関の中小企業向け融資についての

お尋ねがありました。

今般の政策金融改革においては、政策金融は官

から民への観点から民業補完に徹することとして

おります。他方、中小企業の資金ニーズには的確

にこたえる必要があることから、新たに設立され

る日本政策金融公庫や民営化される商工組合中央

体の活力に不可欠でございます。このため、政府としては、中小企業基本法に基づいて、中小企業の経営革新及び創業の促進、中小企業の経営基盤の強化などを基本方針として、金融、税制、技術支援、人材活用などについて効果的な中小企業

政策を実行してまいりました。さらに、成長力底上げ戦略の一環として、中小企業の生産性向上を図るべく、下請取引の適正化など中小企業の底上げ支援についても強力に取り組んでいるところでございます。

次に、中小企業の厳しい状況についてのお尋ねがございました。

我が国経済は息の長い景気回復を続けておりました。

すけれども、中小企業の多くはいまだ回復を十分に実感できていません。回復の遅れの背景には、原材料価格や人件費の増加を価格に十分に反映できることなどがあります。中小企業で働く方々が景気回復を実感できるよう、中小企業の底上げ支援を始め、あらゆる政策手段を用いて中小企業の活性化に努めてまいりたいと思います。(拍手)

商工組合中央金庫の危機対応についてのお尋ねがありました。

危機対応については、商工組合中央金庫が、民営化後もこれまで培つてきたノウハウを活用し、他の金融機関とともに危機時に円滑な資金供給を行えるよう、所要の制度的な手当てを行つております。

財政措置については今後の検討事項ですが、適切な危機対応を可能とするため、必要かつ十分な措置を講じてまいります。

エンジエル税制についてのお尋ねがありま

た。

将来の我が国経済を支えるベンチャー企業の育成は、今後の経済活性化を図る観点から重要な課題であります。こうした考え方から、近年の税制改正においては、個人投資家によるベンチャー企業に対する投資を促進するため、累次にわたるエンジエル税制の拡充を行つてきているところであります。

さらに、平成十九年度改正においては、適用対象となる企業の要件を緩和するとともに、

適用対象企業の確認手続の簡素化を行うこととし

金庫等において中小企業に対する資金調達支援機能が損なわれることのないよう、所要の措置を講ずることとしております。

商工組合中央金庫の財務基盤についてのお尋ねがありました。

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

秋元	山本	順三君	岡田	山崎	岡田	順三君	司君
山東	陣内	佐藤	昭郎君	田浦	直君	力君	広君
橋本	中島	魚住	汎英君	岩永	浩美君	佐藤	昭郎君
昭子君	加納	岩井	國臣君	景山俊太郎君	景山俊太郎君	岸	岸
孝雄君	脇	伊達	直紀君	狩野	安君	神取	藤井
聖子君	時男君	忠一君	清子君	小野	田中	田中	西島
聖人君	雅史君	英利君	岩夫君	松田	直紀君	直紀君	木村
三藏君	仁君	基之君	敏榮君	水落	伊達	伊達	木村
仁君	太君	忠一君	忍君	藤井	眞人君	眞人君	中島
太君	保坂	加納	信夫君	西島	時男君	時男君	橋本
太君	山本	脇	忍君	西島	聖子君	聖子君	山東

岸	山谷えり子君	中村	博彦君
田村	公平君	岩城	光英君
阿部	正俊君	北岡	政二君
泉	信也君	市川	秀二君
鈴木	一朗君	佐藤	泰三君
北岡	秀二君	清水嘉与子君	鴻池 祥肇君
市川	一朗君	片山虎之助君	長谷川憲正君
佐藤	泰三君	松村 祥史君	舛添 要一君
市川	一朗君	愛知 治郎君	小林 温君
佐藤	泰三君	大野つや子君	野上浩太郎君
市川	一朗君	中島 啓雄君	中原 爽君
佐藤	泰三君	矢野 哲朗君	太田 豊秋君
市川	一朗君	大野つや子君	谷川 秀善君
佐藤	泰三君	中島 啓雄君	中曾根弘文君
市川	一朗君	矢野 哲朗君	青木 幹雄君
佐藤	泰三君	大野つや子君	竹山 裕君

櫻井	倉田	寛之君
水岡	尾立	源幸君
松岡	松下	新平君
前川	荒井	広幸君
島田智哉子君	足立	信也君
渡辺秀央君	白	眞勲君
角田義一君	小林	正夫君
西岡武夫君	芝喜納	昌吉君
峰崎直樹君	大江	康弘君
円より子君	松井孝治君	芝
小林元君	広野ただし君	喜納
田名部匡省君	福山哲郎君	大江
渡辺秀央君	木俣佳丈文君	松井
角田義一君	加藤敏幸君	峰崎
西岡武夫君	島田智哉子君	円
前川清成君	俊一君	小林

藤末	健三君	島尻安伊子君	閑谷 勝嗣君
下田	敦子君	鈴木	陽悅君
柳澤	光美君	藤本	祐司君
主瀬	了君	那谷屋正義君	
森	ゆうこ君		
工藤堅太郎君			
櫻井	充君		
浅尾慶一郎君			
増子	輝彦君		
北澤	俊美君		
直嶋	正行君		
和田ひろ子君			
高嶋	良充君		
江田	五月君		
広中和歌子君			
山下八洲夫君			
林	久美子君		
紙	智子君		
犬塚	直史君		
大久保	勉君		
仁比	聰平君		

副大臣	岩本 寛君	井上 哲士君	谷 博之君	山根 隆治君	辻井 マルティ君
当大臣(金融)	神本 美恵子君	内藤 緒方	佐藤 道夫君	小池 晃君	羽田 雄一郎君
(内閣府特命大臣)	羽田 雄一郎君	朝日 俊弘君	家西 悟君	吉川 春子君	大門 実紀史君
國務大臣	吉川 春子君	千葉 築瀬	市田 忠義君	佐藤 基隆君	榎葉賀津也君
國務大臣	小川 敏夫君	築瀬 進君	東君	伊藤 基隆君	鈴木 寛君
國務大臣	大石 正光君	千葉 築瀬	前田 武志君	岡崎トミ子君	井上 哲士君
國務大臣	佐藤 泰介君	大石 正光君	柳田 稔君	若林 幸次君	谷 博之君
國務大臣	厚生労働大臣	佐藤 泰介君	柳澤 伯夫君	柳澤 伯夫君	山根 隆治君
國務大臣	経済産業大臣	厚生労働大臣	菅 義偉君	甘利 明君	辻井 マルティ君
國務大臣	国土交通大臣	経済産業大臣	尾身 幸次君	柳澤 伯夫君	羽田 雄一郎君
國務大臣	環境大臣	国土交通大臣	若林 幸次君	冬柴 鐵三君	大門 実紀史君
國務大臣	山本 有二君	環境大臣	恭久君	正俊君	神本 美恵子君
国務大臣	塩崎 若林	塩崎 若林	正俊君	冬柴 鐵三君	羽田 雄一郎君
国務大臣	山本 有二君	山本 有二君	恭久君	若林 幸次君	佐藤 泰介君

議長の報告事項

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

郡司 彰君

補欠

芝 博一君

長谷川憲正君

総務委員

辞任

源幸君

木俣

佳丈君

高橋 千秋君

芝 博一君

高橋 千秋君

木俣

佳丈君

国土交通委員

辞任

魚住裕一郎君

補欠

鶴淵 洋子君

予算委員

辞任

富岡由紀夫君

補欠

広田 一君

決算委員

辞任

伊藤 基隆君

補欠

高橋 千秋君

議院運営委員

辞任

藤末 健三君

補欠

大塚 耕平君

外交防衛委員

辞任

広田 一君

補欠

富岡由紀夫君

法務委員

辞任

江田 五月君

補欠

富岡由紀夫君

外務防衛委員

辞任

江田 五月君

補欠

富岡由紀夫君

財政金融委員

辞任

福島啓史郎君

補欠

松村 祥史君

文教科学委員

辞任

高橋 千秋君

補欠

尾立 源幸君

富岡由紀夫君

江田 五月君

補欠

魚住裕一郎君

厚生労働委員

辞任

櫻井 鰐淵

補欠

尾立 源幸君

経済産業委員

辞任

松村 祥史君

補欠

福島啓史郎君

法律案(小川敏夫君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

イーターナー事業の共同による実施のためのイーターナー国際核融合工エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーターナー事業の共同による実施のためのイーターナー国際核融合工エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーターナー事業の共同による実施のためのイーターナー国際核融合工エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーターナー事業の共同による実施のためのイーターナー国際核融合工エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

金融等の実情を調査し、もつて本委員会に付託を予定される株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第二十九号)及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)の審査に資するため

一部を改正する法律案(閣法第二十九号)及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)の審査に資するため

一、派遣委員
伊達 忠一 加納 時男
佐藤 昭郎 藤末 健三
渡辺 秀央 弘友 和夫
鈴木 陽悦

一、派遣地 北海道
一、期間 五月十四日及び十五日の二日間
一、費用 概算六六二、九〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十二条の二により承認を求めます。
平成十九年五月八日

経済産業委員長 伊達 忠一
参議院議長 扇 千景殿
委員派遣承認要求書

一、目的 日本国憲法の改正手続に関する法律案(第百六十四回国会衆第三〇号)及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(参第五号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員
第一班 関谷 勝嗣 岡田 直樹
広田 一 前川 清成
荒木 清寛 萩原 健司
田中 直紀 小林 正夫
近藤 正道 長谷川憲正

官 (号 外)

官 報 (号 外)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
(馬淵澄夫君外四名提出) (衆第三〇号)

同日次の議案は、昨九日発議者から撤回の申出があり、内閣委員会においてこれを許可した。

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外四名発議)

(第百六十四回国会参第一二号)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外五名発議)

(第百六十四回国会参第一三号)

同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した旨衆議院に通知した。

官 報 (号 外)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(閣法第二七号)の審査に資するための現地視察及び意見交換

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外四名発議)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(閣法第二七号)の審査に資するための現地視察及び意見交換

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(閣法第二七号)の審査に資するための現地視察及び意見交換

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他の必要な事項を一般的に定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、派遣地 北海道

一、期間 五月十四日及び十五日の二日間

一、費用 概算一、二六四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十九年五月十日

国土交通委員長 大江 康弘

参議院議長 扇 千景殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

最低賃金及びパート労働者に関する質問主意書

(福島みづほ君提出)(第三三号)

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)審査報告書

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十九年五月十日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)審査報告書

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十九年五月十日

厚生労働委員長 鶴保 康介

同日議員から次の質問主意書が提出された。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)審査報告書

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法が社会保障制度における二重負担の解消や保険料の掛け捨て防止などを目的とし、かつ、その推進を図るためにには関係団体、関係者の理解が不可欠であることにかんがみ、特例適用の対象国や制度の内容などについて、事業主、被保険者等に対する広報活動を積極的に行い、その周知徹底に努めること。

二、今後新たに社会保障協定が締結され、本法に基づく特例規定が発動されることになる場合には、その協定により特例適用となる内容について、本委員会に対し、速やかに報告を行うこと。

右決議する。

本法律案は、社会保障協定に係る法制の簡素化及び社会保障協定の適確かつ円滑な実施を図るため、我が国が締結した社会保障協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する社会保障協定の実施に備えて、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、厚生年金

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第四二号)審査報告書

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十八条の二により承認を求めます。

平成十九年三月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

官 報 (号 外)

社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案	第三章 第二款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第三十五条)	第一二二章 雜則(第百条—第百六条)
社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律	第三章 第二款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第六十七条)	第一章 総則
第一節 健康保険法関係(第三条)	第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る保険給付等に関する特例(第三十一条)	第一条 この法律は、社会保障協定を実施するため、我が国及び我が国外の締約国との双方において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十七号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百三号)、国民年金法(昭和五十七年法律第八十号)、厚生年金保険法(昭和三十四年法律第二百四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。
第二節 船員保険法関係(第四条)	第五節 不服申立てに関する特例(第四十条)	(定義)
第三章 国民健康保険法関係(第五条)	第六節 不服申立てに関する特例(第四十一条)	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
第四章 高齢者の医療の確保に関する法律関係(第六条)	第七節 長期給付等に関する特例(第七十一条)	一 社会保障協定 我が国と我が国外の締約国との間の社会保障に関する条約その他の国際約束であつて、次に掲げる事項の一以上について定めるものをいう。
第五章 国民年金法関係(第六章)	第八節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第四十二条)	イ 医療保険制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
第六章 国民年金法関係(第六章)	第九節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第七十六条)	ロ 年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項
第一節 被保険者の資格に関する特例(第七条)	第十章 私立学校教職員共済法関係	ハ 我が国及び相手国の年金制度における給付等に関する特例
第二節 給付等に関する特例(第七十一条)	第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第七十六条)	第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例
第三節 給付等に関する特例(第七十三条)	第二節 長期給付等に関する特例(第七十七条)	第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例
第四節 給付等に関する特例(第七十四条)	第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第七十八条)	第三款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第七十九条)
第五節 給付等の額の計算等に関する特例(第七十五条)	第四節 不服申立てに関する特例(第七十九条)	第四款 不服申立てに関する特例(第八十条)
第六節 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する特例(第七十六条)	第五節 長期給付等の支給要件等に関する特例(第八十一条)	第五款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第八十一条)
第七節 不服申立てに関する特例(第七十七条)	第六節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十二条)	第六款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十二条)
第八節 保険給付等に関する特例(第七十八条)	第七節 不服申立てに関する特例(第八十三条)	第七款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十三条)
第九節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第七十九条)	第八節 不服申立てに関する特例(第八十四条)	第八款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十四条)
第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十一条)	第九節 不服申立てに関する特例(第八十五条)	第九款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十五条)
第二節 長期給付等に関する特例(第二十二条)	第十节 不服申立てに関する特例(第八十六条)	第十款 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例(第八十六条)
第三節 不服申立てに関する特例(第二十三条)	第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整	第十一款 被用者年金各法の規定による給付に係る調整
第四節 不服申立てに関する特例(第二十四条)	第十二章 その他の規定	第十二款 その他の規定
第五節 不服申立てに関する特例(第二十五条)	第十三章 附則	第十三款 附則
第六節 不服申立てに関する特例(第二十六条)		

付を受ける資格を得るために必要とされる

の被保険者としない。

例等に関する法律案

第四章 国民健康保険法関係

期間の通算並びに当該通算により支給することとされる給付の額の計算に関する事項

日本国の領域内において就労する者であつて、前条第一号イに掲げる事項について定め

厚生年金保険法(第九章を除く。)
国家公務員共済組合法
地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)
私立学校教職員共済法

用調整規定」という。)により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、政令で定める者に限る。)

3 例「被保険者」という。()としない。
第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

の規定にかかるらず、国民健康保険の被保険者としない。

三 共済年金各法 前号口から二までに掲げる法律をいう。

四 相手国 一の社会保障協定における我が國以外の締約国をいう。

五 相手国法令 一の社会保障協定に規定する相手国の法令をいう。

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者は、であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、
船員保険法第二条第一項の規定にかかるわらず、

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げ
る者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。)

六 日本国実施機関等又は相手国実施機関等の実施機関若しくは保険者又は相手国の実施機関若しくは保険者をいう。

七 相手国期間　相手国年金(年金制度に係る相手国法令の規定により支給される年金たる

四 適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。）

四 次条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者、第四十一条第一

船員保険の被保険者としない。

一　日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除き、政令で定める

給付その他の給付をいう。第三百三十三条において同じ。)の支給を受ける資格を得るために相手国法令上必要とされる期間の計算の基礎となる期間として当該相手国との社会保障協定に規定する相手国の期間をいう。

項の規定により国家公務員共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこととされた者、第五十八条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の規定（長期給付に関する規定を除く。）を適用しないこと

二　第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合法の規定(長期給付に関する規定を除く。)を適用しないこととされた者又は第五条の規定により社会保険協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。)

二条 健康保険の適用事業所に使用される者
健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者(次項において「日雇労働者」という。)を除く。)であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の規定にかかわらず、健康保険

り私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 濟組合法の規定(長期給付に関する規定を除く。)を適用しないこととされた者
前項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 健康保險法關係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者

(健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働

者（次項において「日雇労働者」という。）を除

く。)であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条第一項の規定にかかるわらず、健康保険

<p>配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの</p> <p>前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	
<p>第五章 高齢者の医療の確保に関する法律</p>	
<p>関係</p>	
<p>第六条 高齢者の医療の確保に関する法律第五十条に規定する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、同条の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者としない。</p> <p>一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者は除外。)</p> <p>二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者は除外。)</p> <p>三 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者は除外。)</p> <p>四 第二十四条第一項の規定により厚生年金保險の被保険者としないこととされた者</p> <p>五 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて、主として第一号又は前号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持するものその他の政令で定めるもの</p> <p>(政令で定める社会保障協定に係る場合を除き、政令で定めるものを除く。)</p> <p>六 前項に規定する者の後期高齢者医療の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	
<p>第六章 国民年金法関係</p>	
<p>第一節 被保険者の資格に関する特例</p> <p>(被保険者の資格の特例)</p> <p>第七条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかるはず、国民年金の被保険者とみなす。</p>	
<p>一 日本国の領域内において就労する者であつて、第二条第一号に掲げる事項について定める社会保障協定の規定(以下「年金制度適用調整規定」という。)により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 当該相手国の国民その他の政令で定める者で定めたとき。</p>	
<p>四 第一項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(国民年金の任意加入被保険者の特例)</p> <p>第八条 相手国の国民(当該相手国に係る社会保障協定に規定する国民をいう。次項において同じ。)その他政令で定める者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)であつて、当該相手国の領域内に通常居住する二十歳以上六十五歳未満のもののうち、その者の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間(以下「保険料納付済期間」という。)の月数及び他の法令の規定により保険料納付済期間とみなされた期間であつて政令で定めるものの月数並びに同条第五項に規定する保険料四分の三免除期間の月数、同条第六項に規定する保険料半額免除期間の月数及び同条第七項に規定する保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数が当該政令で定める社会保障協定に定める数として政令で定めるもの以上のものは、同法附則第五条の規定の適用については、同条第一項第三号に該当する者とみなす。</p> <p>九条 国民年金法附則第五条第一項の規定は、日本国の領域内において就労する者であつて、第七条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するもの(政令で定める社会保障協定に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)については、適用しない。ただし、同法附則第五条第一項第二号に該当する者については、この限りでない。</p> <p>(国民年金の任意加入の制限)</p> <p>十条 相手国期間を有する者に対する国民年金法第十条第一項の規定の適用については、当該相手国期間のうち政令で定めるものは、国民年金の被保険者期間とみなす。</p>	

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第十一條 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者(第十三条の規定を適用しない場合であつても国民年金法第三十七条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。)について、当該支給要件規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを合算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

2 相手国期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金 第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律 昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(以下「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に関し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「(その

額」とあるのは、「相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。)」であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、」の月数」とあるのは「の月数と合算した月数」とする。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する年金の被保険者期間」とあるのは「同日の月に相当する部分

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五条第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

七 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

八 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

九 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十四 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十五 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十六 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十七 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十八 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十九 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二十 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定による老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するもののみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後の相手国期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、昭和六十一年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは「同日の属する月以後の相手国期間(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第七号に掲げる相手国期間をいう。)」である。

二項第一号イ、第十七条第二項第一号イ、第十九条第一項、第二十条第一項及び附則第四条において同じ。)又は国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの)を除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

三項第一項において同じ。)を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間で定められた初診日における傷病(政令で定めた社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。次項及び第十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日ににおいて同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定められたものとされる場合に該当する場合は、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定めた社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。次項及び第十九条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該初診日ににおいて同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定められたものとされる場合に該当する場合は、この限りでない。

3

相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該傷病に係る初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

(相手国期間を有する者に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第十三条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この条及び第二十条第一項において同じ。)及び保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第一項及び第九項の規定により保険料納付済期間又は保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされたものを含む。)又は保険料免除期間を有する者(第十一条第一項の規定を適用しない場合であつても同項に規定する支給要件規定に規定する遺族基礎年金の支給要件に該当する者を除く。)が、その者の死亡について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

2 相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が相手国期間中に死亡した者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第二十条第一項第三号において「相手国期間中に死亡した者」という。)である場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。

ただし、その者の死亡を支給事由とする年金を受ける給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 紹付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第十四条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかるとおり、それぞれ該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第十一条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金(次項第三号において「特例による障害給付」という。)の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において同じ。)の配偶者同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係られたもの(以下この号及び次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者

昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとし、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)

四 第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当するものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとし、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)

厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率(あんぶんり)次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める

率

イ 我が国の公的年金各法(国民年金法及び被用者年金各法をいう。)第百二条第一項、第一百六条及び附則第三十四条において同じ。)の被保険者、組合員又は加入者(以下「公的年金被保険者等」という。)であること

が理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合

(1)に掲げる期間の月数を、(1)及び(2)に掲げる期間の月数

(2)に掲げる期間の月数が零である場合にあつては、(1)及び(3)に掲げる期間の月数

を合算した月数で除して得た率

(1) 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて

政令で定めるものを合算したもの

(2) 昭和三十六年四月一日以後の期間(1)に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害給付の支給事由となつた障

害に係る障害認定日(二以上の障害を支

給事由とする特例による障害給付にあつては、厚生年金保険法第五十一条、国家

公務員共済組合法第八十二条第四項、地方公務員等共済組合法第八十七条第五項

又は私立学校教職員共済法第二十五条に

において準用する国家公務員共済組合法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

(3) 当該特例による障害給付の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

□ 公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合

イ(1)に掲げる期間の月数を、当該月数と特別による障害給付の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 第二項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対しても更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかるわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第二項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(以下「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校

振興・共済事業団(第三十二条第八項及び第一百一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十五条 この法律の規定により支給する老齢又是障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の額は、国

民年金法第三十三条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第十四条第二項第三号イに掲げる場合

ハ 当該特例による障害基礎年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

の月数を、イ及び口に掲げる期

数)を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害基礎年金の保

険料納付済期間であつて政令で定めるもの

とその者の保険料免除期間であつて政令で

定めるものとを合算したもの

□ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属す

る月の前月までの期間、六十歳に達した日

の属する月以後の期間及び当該特例による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金の障害認定日(国民年金法第三十条の三第一項の規定による障害基礎年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、同法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日(同法第三十条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とする。)のうちいずれか遅い日とする。)

ハ 当該特例による障害基礎年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

の月数を、イ及び口に掲げる場合

の相手国期間であつて政令で定めるもの

の月数を、イ及び口に掲げる場合

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、從前の障害基礎年金の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いとき」と、「從前の障害基礎年金の加算の額」における第一項の規定に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

7 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

8 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

9 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

10 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

11 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

12 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

13 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

14 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

15 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

16 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

17 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

18 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

19 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

20 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

21 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

22 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

23 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

24 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

25 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

26 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

27 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

28 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

29 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

30 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

31 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

32 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

33 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により改定した額より低いときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

イ 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

口 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 第十四条第二項第三号口に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

3 第十四条第二項第三号口に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数で除して得た率による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡の月数とを合算した月数で除して得た率の規定は、特例による遺族基礎年金に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係るものに限る)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができる。)

中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中その者の保険料免除期間とを合算したもの

高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

第三節 発効日前の障害又は死亡等に係る給付等に関する特例

(発効日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する特例)

第十八条 社会保障協定の効力発生の日(二以上)の相手国期間を有する者にあっては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定の効力発生の日をいふ。)において「と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 発効日において、相手国期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(発効日前の障害認定日における障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する特例)

第十九条 障害認定日が発効日前に有する者である初診日において、相手国期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するときは、その者に、同法第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十二条第一項、同法第三十条第一項ただし書き並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保障協定(社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第一号に規定する社会保障協定をいう。以下この項において同じ。)の効力発生の日(二以上の相手国期間

(同条第七号に規定する相手国期間をいう。以下この項において同じ。)を有する者にあっては、それぞれの相手国期間に係る社会保障協定に応じ当該社会保障協定の効力発生の日をいふ。)において「と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 発効日において、相手国期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有する者については、適用しない。

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

(発効日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する特例)

第二十条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、相手国期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、その者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十三条第一項、同法第三十七条たゞし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から発効日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參

病である者であること。

2 第十六条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定により支給する障害基礎年金の額について、同条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について、それぞれ準用する。

酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

二 国民年金の被保険者であるとき

日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。

三 国民年金の被保険者であつた者であつ
相手国期間中に死んでした者であるとき。

四 第十一条第一項、国民年金法第二十六条た

がし書及び同法附則第十二条並びに昭和六十年

して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び

第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

第十七条の規定は、第一項の規定により支給する賃金基準年金の額について準用する。

前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする

給を受けることができる者がある場合について
る年金たる給付であつて政令で定めるものの支

は、適用しない。

発効日の属する月の翌月から始めるものとす

第四節 二以上の相手国期間を有する者

官 報 (号 外)

(二)以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等の支給要件等に関する特例

いう。次条及び附則第八条において同じ。)の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

(二)以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等の額)

第二十二条 前二節の規定により支給する国民年金法による給付等の額は、当該国民年金法による給付等の受給権者(特例による遺族基礎年金又はこれに国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分にあっては、当該特例による遺族基礎年金又は当該加算する額に相当する部分の支給事由となつた死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該国民年金法による給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該国民年金法による給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

第五節 不服申立てに関する特例

第二十三条 第十四条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づ

く老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第七章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例 (被保険者の資格の特例)

第二十四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号から第五号までに掲げる者を除く。)

二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号から第五号までに掲げる者を除く。)

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)

四 日本国籍を有する船舶又は相手国の国籍を有する船舶その他政令で定める船舶において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)

五 第四十二条第二項の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第五十八条第二項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又

は第七十六条第二項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金保険の加入の特例)

第二十五条 前条第一項第二号に該当する者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)であつて政令で定めるものは、同項の規定にかかわらず、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。ただし、前条第一項第二号に該当することとなつた日から一月以内に前項の申出をした者は、その該当するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

3 第一項の規定による被保険者は、いつでも、社会保険庁長官に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

4 第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、若しくは共済組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者となつたとき、又は厚生年金保険法第十四条第五号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 厚生年金保険法第十四条第一号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

二 その事業所に使用されなくなつたとき。

三 厚生年金保険法第八条第一項の認可があつたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

五 前条第一項第二号に該当しなくなつたとき。

6 第一項及び第三項に規定する社会保険庁長官の権限は、政令の定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

6 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令の定めるところにより、社会保険事務所長に委任することができ

る。

(厚生年金保険の任意単独加入の制限)

第二十六条 厚生年金保険法第十条の規定は、日本

本国の領域内において就労する者であつて、第二十四条第一項第一号又は第五号のいずれかに該当するもの(政令で定める社会保障協定に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)については、適用しない。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十七条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による脱退一時金(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるも

の支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する

厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者

について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 老齢厚生年金
二 遺族厚生年金
三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

八 脱退一時金

(相手国期間を有する者に係る障害厚生年金の支給要件等の特例)

第二十八条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者は、厚生年金保険法による保険給付、同法による保険給付に加算する額に相当する部分又は同法による脱退一時金(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるも

協定に係るものとみなし。以下この項、次項及び第三十五条第一項において同じ。)を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十

七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間とみなす。

ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章(次条第二項及び第三十六条第一項第二号を除く。)において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十七条第一項、第四十

七条の二第一項又は第四十七条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとす

る。第三十六条第一項第二号において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者(当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定め

る者を除く。)は、同法第五十五条第一項の規定

項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(相手国期間を有する者に係る障害手当金の支給要件の特例)

第三十九条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものとみなし。以下この項及び第六条第一項において同じ。)を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害程度を認定すべき日」という。)において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。)が、

その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章(次条第二項及び第三十六条第一項第二号を除く。)において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとす

官 報 (号 外)

の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

支給要件の特例

第三十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この条及び第三十七

2
条第一項において同じ。)及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第三十七条第一項第二号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用について、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

3 相手国期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五

年を経過する日前に死亡した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号又は第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第一款 保険給付等の額の計算等に関する規定

する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げるものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の厚生年金保険の被保険者期間の月数が六であるものとして)は、

計算した額に期間比率を乗じて得た額(第2号から第三号までに掲げる厚生年金保険法による保険給付等にあっては、同条に規定する加算の要件に関する規定)であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

- 一 老齢厚生年金の加給
- 二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算
- 三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算
- 四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由と

なつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

第二十七条の規定により支給する老齢厚生年

第三十二条 第二十八条第一項又は第二項の規定

により支給する障害厚生年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害厚生年金」

という。)の厚生年金保険法第五十条第一項及び第二項の規定による額は、これらの規定にかかるわらず、これらの規定による額に按分率^{あん}率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区
ない

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率

イ 特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものを合算したもの

口 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を支給事由とする障害厚生年金にあっては、厚生年金保險法第五十一条の規定の例による障害認定日)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの公的年金被保険者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定めた月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間とを合算した月数(当該合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を厚生年金保険法第五十条第一項後段に規定する額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

ロ 三百からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期

間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
3 特例による障害厚生年金の厚生年金保險法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
4 特例による障害厚生年金に係る厚生年金保險法第五十条の二第一項の規定により加算する加入年金額に相当する部分第六項において「障害第二項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。
5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める率とする。
一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期間を合算した月数で除して得た率
二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

年金の配偶者加給の額に相当する額とする。
7 第一項及び第二項の規定は第二十九条の規定により支給する障害手当金の厚生年金保險法第五十七条本文の規定による額について、第三項及び第五項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について、それぞれ準用する。
8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
口 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者(以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金及び特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族厚生年金(以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保險法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百以上である場合は、この限りでない。
ハ 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

る期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率
イ 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるもの
7 第一項及び第二項の規定は第二十九条の規定により支給する障害手当金の厚生年金保險法第五十七条本文の規定による額について、第三項及び第五項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について、それぞれ準用する。
8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度の加入者であつた期間については、当該共済組合等の確認を受けたところによる。
口 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者(以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金及び特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族厚生年金(以下この条及び第三十九条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保險法第六十条第一項第一号及び第二号イ並びに第四項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百を超えるときは、三百)で除して得た率
三 前号に規定する按分率を厚生年金保險法第六十条第一項第一号ただし書に規定する額の基礎となる被保険者期間の月数を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害厚生年金の受給権者の相手国期

法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年

用する。

法第五五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年
国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第
六十五条の規定を參照して政令で定める受給資
格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死
亡した日から発効日までの間において厚生年金
保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受
給権の消滅事由を參照して政令で定める事由に
該当した場合については、この限りでない。

第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

7 第二十七条(第六号及び第七号に係る部分に限る。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算に係る加算の要件又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の遺族厚生年金の経過的寡婦加算に係る加算の要件たる期間を満たさないもの

9 条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項
前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとす

けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

4
第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金、第一項第四号に該当すること

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ並について準用する。
該各号に定める規定を準用する。

二 厚生年金保険の被保険者である大者であつて、相手国期間中に死亡した者であるとき（前号に該当するときを除く。）。

道旅厚生年金と第一項第四号に該当するものにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

て、厚生年金保険の被保険者であるが間に被診日のある傷病又は相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、これらの傷病に係る初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く。)。

額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は
遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第三十一
三条第三項、第四項及び第六項

ことに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

二号及び司法附則第十四条並びに昭和六十年

額について、昭和六十年国民年金等改正法附則

加算の額 第三十二条第一項及び第二項

国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参考して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

第十三項第一項の規定を適用する場合は、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険料の支拂いを終了した者に限る」という

厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準

陥の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の
当时四十歳(当該死亡日が平成十九年四月一日
前にある場合にあつては、三十五歳)以上であ

部分の割 第十七条

平成十九年五月十一日 参議院会議録第二十三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

支給事由となつた死亡に係る者が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該厚生年金保険法による保険給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該厚生年金保険法による保険給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ごとに当該社会保険協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

第五節 不服申立てに関する特例

第四十条 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第六十四条第八項第六十五条第八項第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十二条第八項(第八十三条第六項(第八十七条第六項において準用する場合を含む。)又は第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をできる。)に関する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対しても適用する規定は、前項の職員のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

2 第二十二条第八項(第三十三条第六項(第三十

七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項及び第三十六条第一項において同様に準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、厚生年金保険の被保険者に係る第三十二条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができる。

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一条 国家公務員共済組合法(以下「国共済法」という。)の規定(長期給付に関する規定を除く。)は、国共済法第二条第一項第一号に規定する職員(国共済法第二百二十四条の三、第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者並びに国共済法附則第二十条の三第四項の規定により当該職員とみなされる同条第一項に規定する郵政公社等役職員(国共済法附則第二十条の七第一項の規定により当該役職員とみなされる者を含む。)を含む。)のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法(相手国期間中に初診日のある傷病による障害共済年金の支給要件等の特例)の規定により国共済法による长期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その相手国期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他他の政令で定める期間に算入する。

2 第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例
(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)
第四十二条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものと除く。以下この項において同じ。)及び国家公務員共済組合(国共済法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「国共済組合員期間」という。)を有し、かつ、国共済法による長期給付、国共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分又は国共済法による一時金(以下「国共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その相手国期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他他の政令で定める期間に算入する。
六 国共済法附則第十三条の十第一項において「脱退一時金(第四十六条第一項において「脱退一時金」という。)

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。
六 国共済法附則第十三条の十第一項において「脱退一時金(第四十六条第一項において「脱退一時金」という。)

五 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)
五 国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)
六 共済年金の経過の寡婦加算(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)
六 共済年金の経過の寡婦加算(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)
四 退職共済年金
一 退職共済年金
二 遺族共済年金
三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)
四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。)

の受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。

(相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)

第四十四条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものと除く)中に初診日のある公務によらない傷病(政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第五十一条第一項において「相手国期間中に初診日のある公務によらない傷病」という。)による障害を有する者(その退職の日(国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第五十一条第一項において同じ。)において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。)は 国共済法第八十七条の五

第一項の規定の適用については、当該初診日ににおいて国家公務員共済組合の組合員であったものとみなす。(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十五条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものと除く。以下この条及び第五十二条第一項において同じ。)及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者

(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。)である場合は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び国共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第三款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十六条 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該脱退期給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数かかわらず、当該規定による国共済法による长期給付等の額(脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の国共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額)に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給
二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
四 脱退一時金

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第四十七条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあつては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

口 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上)の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、国共済法第八十二条第四項の規定の例による障害認定日(二以上)の属する月後の期間を除く。)

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 公的年金被保險者等であつた期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めた月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数(国共済法第八十二条第一項第一号に規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
イ 第一号イに掲げる期間の月数

6 3 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 4 特例による障害共済年金に係る国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第六項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同項第三項の規定にかかるわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号ロに掲げる期間の月数(口に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

二 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号ロに掲げる期間の月数(口に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

7 7 第一項及び第二項の規定は第四十四条の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

8 8 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十八条 第四十五条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第五十四条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金

濟法第八十五条第四項の規定によりその受給権者が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額よりもの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、第四項の規定にかかわらず、從前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(口に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものとの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの相手国期間であつて政令で定めるものとの月数を合算した月数を三百で除して得た率

官 報 (号外)

月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率
三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる国共済組合員期間の月数(国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及び口に掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率
イ 第一号イに掲げる期間の月数
ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数
3 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第三十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。
4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。 一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及び口に掲げる期間の月数(同号口に掲げる期間の月数が零である場合にあつては、同号イ及びハに掲げる期

間の月数)を合算した月数で除して得た率
二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率
5 第十七条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十七条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、それぞれ準用する。
6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。 (国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において国家公務員共游組合の組合員であった者を除く。)が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。
2 第四十七条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第四十七条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第四十七条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、それぞれ準用する。
3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受け取ることができる場合における当該配偶者について適用しない。
4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（発効日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）
第五十二条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間ににおいて国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当し
（発効日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する特例）
第五十一条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある公務によらな

た場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死

亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日か

ら起算して五年を経過していないものである

とき(前号に該当するときを除く)。

三 第四十二条第一項、国共済法第八十八条第

一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則

第十四条第一項から第三項までの規定を参照

して政令で定める受給資格要件を満たすと

き。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第

三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四

条の五の規定は、前項の場合について準用す

る。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員

共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は

第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当す

るときは、その遺族が国共済法による遺族共済

年金の請求をしたときに別段の申出をした場合

を除き、同項第一号又は第二号のみに該当する

ものとし、同項第三号には該当しないものとす

る。

4 第一項第一号又は第二号に該当することによ

り支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条

第一項第一号から第三号までのいずれかに該当

することにより支給する遺族共済年金と、第一

項第三号に該当することにより支給する遺族共

済年金は同条第一項第四号に該当することによ

り支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項(第四号及び第五号に係る

部分に限る)の規定は、第一項第三号に該当す

ることにより遺族共済年金の支給を受けること

ができる者であつて、国共済法第九十条に規定

する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法

附則第二十八条第一項に規定する国共済法の遺

族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件

である期間を満たさないものについて準用す

る。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当

該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することに

より支給する遺族共済年金の国共済法第八十

九条第一項第一号イの規定による額 第四十

八条第一項、第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することに

より支給する遺族共済年金に加算する国共済

法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共

済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十八条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給す

る遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共

済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族

共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十六条

第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金

に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第

一項の規定により加算する額に相当する部分

の額 第十七条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金

に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第

一項(第四号及び第五号に係る

二項の規定により加算する額に相当する部分

の額 第十七条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とす

る年金である給付であつて政令で定めるものの

支給を受けることができる者がある場合につい

ては、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、

発効日の属する月の翌月から始めるものとす

る。

第四節 二以上の相手国期間を有する者

に係る長期給付等に関する特例

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済

法による長期給付等の支給要件等に関する特

例)

第五十三条 国共済法による長期給付等の支給要

件又は加算の要件に関する規定に規定する受給

資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間

を有しているときは、一の社会保障協定ごとに

当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを

有しているものとして前二節の規定をそれぞれ

適用する。

(二以上の相手国期間を有する者に係る国共済

法による長期給付等の額)

第五十四条 前二節の規定により支給する国共済

法による長期給付等の額は、当該国共済法によ

る長期給付等の受給権者(特例による遺族共済

年金又はこれに加算する国共済法の遺族共済年

金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺族共

済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例

による遺族共済年金又は当該国共済法の遺族共

済年金の中高齢寡婦加算若しくは国共済法の遺

族共済年金の経過的寡婦加算の給付事由となつ

た死亡に係る者)が二以上の相手国期間(前二節

の規定を適用するものとした場合に当該国共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に

関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)

が有しているときは、当該国共済法による長

期給付等の種類に応じ、一の社会保障協定ご

とに当該社会保障協定に係る一の相手国期間の

みを有しているものとしてそれぞれ計算した額

のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第五十五条 第十四条第四項、第三十二条第八項

(第三十三条第六項、第三十七条规定における

準用する場合を含む)、第三十五条第二項及び

第三十六条第二項において準用する場合を含

む)又は第八十二条第八項(第八十三条第六項

(第八十七条第六項において準用する場合を含

む)、第八十五条第二項及び第八十六条第二項

において準用する場合を含む)の規定による確

認(国共済組合員期間に係るものに限る)に関

する処分について不服がある者は、国共済法の

規定に規定するところにより、国家公務員共済組合審査

会に対しても審査請求をすることができる。

第五十六条 第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十

二条第六項において準用する場合を含む)、第五

十条第二項及び第五十二条第一項において準

用する場合を含む)。以下この項において同じ。)

の場合において、国共済組合員期間以外の期間

に係る第四十七条第八項の規定による確認の処

官 報 (号 外)

分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第五十六条 国共済法第二百三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除き、政令で定めるものに限る。)の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第二百三十三条第一項の規定による審査請求の期間の計算について

は、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた国共済法の規定による処分に対する国共済法第二百三十三条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(財務大臣の権限)

第五十七条 財務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例

第五十八条 地方公務員等共済組合法(以下「地共

済法」という。)の規定(長期給付に関する規定を除く。)は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第二百四十二条第一項及び第二項、第二百四十二条の二、第二百四十二条第一項

並びに第二百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、政令で定める者に限る。)には、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定は、前項の職員及び地共済法第二百四十条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(相手国期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十九条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百八号。以下「昭和六十一年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金(第六十三条第一項において「脱退一時金」という。)

前項の規定により地共済法による退職共済年

金の受給資格要件である期間を満たすこととな

る者については、地共済法附則第二十八条の十

の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百八号。以下「昭和六十一年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金(第六十三条第一項において「脱退一時金」という。)

前項の規定により地共済法による退職共済年

金の受給資格要件である期間を満たすこととな

る者については、地共済法附則第二十八条の十

三第一項の規定は、適用しない。

(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第六十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)中に初診日のある傷病による障害(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第六十八条第一項

に規定する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等

に関する規定を適用する場合においては、その

者の相手国期間であつて政令で定めるものを地

共済組合員期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百八号。以下「昭和六十一年地共済改正法」という。)附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十三第一項に規定する脱退一時金(第六十三条第一項において「脱退一時金」という。)

前項の規定により地共済法による退職共済年

金の受給資格要件である期間を満たすこととな

る者については、地共済法附則第二十八条の十

二九

において「相手国期間中に初診日のある公務によるない傷病」という。による障害を有する者（その退職の日（地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。第六十八条第一項において同じ。）において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

（相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例）
第六十二条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るもの）を除く。以下この条及び第六十九条第一項において同じ。）及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当する者として政令で定める者とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。）である場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 相手国期間及び地共済組合員期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合（その者が地共済法第九十九条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。）は、同条の規定の適用については、同号に該当するもの

とみなす。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

（地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例）
第六十三条 第五十九条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による长期給付等の額（脱退一時金にあつては、当該脱退一時金の受給権者の地共済組合員期間の月数が六月であるものとして算定した額）に期間比率を乗じて得た額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給
二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
四 脱退一時金

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。（地共済法の障害共済年金等の額の計算の特例）

第六十四条 第六十一条第一項の規定により支給する障害共済年金（以下この条及び次条第一項において「特例による障害共済年金」という。）の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて

月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第五十九条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保険者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びハに掲げる期間の月数を、イに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数（当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月）で除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、地共済法第八十七条第五項の規定の例による障害認定日）の属する月後の期間を除く。）

ハ 当該特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものと相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定め

る社会保障協定の場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年の金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を障害共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数(地共済法第八十七条第一項第一号に規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百月で除して得た率

ロ 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た

4 特例による障害共済年金に係る地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分第六項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。の額は、同条第三項の規定にかかるはず、同条第三項の規定にかかるはず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

る金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びハに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合には、同号イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率)

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

三 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

6 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十九条第五項の規定によりその受給権者が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第六十一条の規定による支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第三項及び第五項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について、それぞれ準用する。

八 第一項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものとされた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以

外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第六十五条 第六十二条の規定により支給する遺族共済年金及び特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第七十一条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等があつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を合算した月数(当該合算した月数が三百月で除して得た率)

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものとされた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる地共済組合員期間の月数(地共済法第九十九条の二第一項第一号イに規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合 イ及びロに掲げる月数を合算した月数を三百月で除して得た率

イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものとされた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で

定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合には、同号イ及びハに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率)

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

（地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例）

第六十六条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

（地共済法の退職共済年金の支給停止の特例）

第六十七条 地共済法による退職の日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する特例

（発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する特例）

（発効日前の障害認定日において障害の状態における特例）

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（発効日前の障害認定日において障害の状態における特例）

第六十八条 退職の日が発効日前である者である者の地共済法による障害一時金の支給に関する特例

第六十九条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く）は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当する場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前号に該当するときを除く）。

三 第五十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参考して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

（発効日前の障害認定日において障害の状態における特例）

れ準用する。

（発効日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）

第六十九条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く）は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当する場合については、この限りでない。

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき（前号に該当するときを除く）。

三 第五十九条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参考して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

（発効日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）

第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十九条第一項(第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の資格要件又は昭和六十年地共済法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による額 第六十五条第一項、第二項及び第六項
二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済

法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十五条第三項、第四項及び第六項
三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十三条第一項及び第二項
四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条

5 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項及び第二項
6 第前項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

7 前項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとす

ては、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、

(二)以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例
(地共済法の規定による審査請求の特例)
第七十条 地共済法による長期給付等の支給要件による長期給付等の支給要件等に関する特例
例)

第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号イの規定による額 第六十五条第一項、第二項及び第六項
二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済

法の規定による審査請求の手続の特例
第七十二条 地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除き、政令で定めるものに限る。この規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた地共済

有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有する処分について不服がある者は、地共済法の規定による処分を含むことにより、地方公務員共済組合審査会に対しても審査請求をすることができる。

2 第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第六十四条第八項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例)
第七十三条 地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るもの)

を除き、政令で定めるものに限る。この規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第百七十七条第一項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

3 前二項の規定は、発効日前に行われた地共済

法の規定による処分に対する地共済法第百十七条第一項の規定による審査請求については、適用しない。

(主務大臣の権限)

第七十四条 地共済法第百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、社会保障協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要がある

と認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に對して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第七十五条 地方公務員共済組合連合会は、地共

済法第三十八条の二に規定する事業のほか、社会保険協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第十章 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第七十六条 私立学校教職員共済法(以下「私学共

済法」という。)の短期給付に関する規定は、教職員等(私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。)のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 相手国の領域内において就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、年金制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

一 日本国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 保障協定に係る場合にあつては、政令で定める社会保険協定に係る場合にあつては、政令で定められた者は、私学共済法第十四条の規定にかかる

二 相手国の領域内において就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域内及び相手国の領域内において同時に就労する者であつて、医療保険制度適用調整規定により相手国法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

四 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者

五 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

六 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

七 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

八 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

九 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十一 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十二 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十三 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十四 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十五 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十六 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十七 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十八 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

十九 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十一 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十二 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十三 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十四 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十五 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

二十六 第二項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者

らず、私学共済制度の加入者にならないものとする。

四 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

五 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

六 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

七 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

八 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

九 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

十 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

十一 次に掲げる者の私学共済法による掛金の標準

十二 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十三 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十四 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十五 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十六 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十七 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十八 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

十九 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

二十 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

二十一 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

二十二 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

二十三 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

二十四 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

二十五 次に掲げる者の私学共済法による掛け金の標準

を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の政令で定める期間に算入する。

二 遺族共済年金

三 私学共済法第二十五条において準用する国共済法(以下この章において「準用国共済法」という。)第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

六 準用国共済法附則第十三条の十第一項に規定する脱退一時金第八十一条第一項において「脱退一時金」という。

七 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第七十八条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものと除く。)中に初診日のある傷病

(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者

では、これに相当するものとして政令で定めるものとする。以下この章において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者

有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、

準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

2 相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害に係る障害一時金の支給要件の特例)

第七十九条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものと除く。)中に初診日のある職務によらない傷病(政令で定める社会保障協定に係るものと除く。)に相当するものとして政令で定めるものとする。第八十六条第一項において「相手国期間中に初診日のある職務に

よらない傷病」という。)による障害を有する者

(その退職の日(準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。第八十六条第一項において同じ。)において準用国共済法第八

一項において同じ。)において準用国共済法第八

一項の六各号のいずれかに該当する者その他

十七条の六各号のいずれかに該当する者その他

の政令で定める者を除く。)は、準用国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、

当該初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

(相手国期間を有する者に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第八十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るものと除く。)及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に死亡した者

(政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者

とする。同項第一号において「相手国期間中に死亡した者」という。)である場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦計算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦計算

四 脱退一時金

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ同項第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十

五歳に達したときは、第三項の規定にかかる

ず、その者のが六十歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死

亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による

長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

2 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)

3 第七十七条第一項の規定により支給する私学

共済法の退職共済年金の加給の額については、同項の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。この場合においては、同項の規定の適用については、同号に該当するものとみなす。

4 私学共済制度の加入者であつて、第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職)をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。)

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ同項第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十

五歳に達したときは、第三項の規定にかかる

ず、その者のが六十歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

2 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)

3 第七十七条第一項の規定により支給する私学

共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第七十七条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職)をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。)

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ同項第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十

五歳に達したときは、第三項の規定にかかる

ず、その者のが六十歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

2 相手国期間及び私学共済加入者期間を有する者が、相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)

3 第七十七条第一項の規定により支給する私学

において「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 公的年金被保險者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合、イに掲げる期間の月数を、イ及びハに掲げる期間の月数を、当該各号に定める率とする。

二 公的年金被保險者等であることが理論的に可能な期間に基づく按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合、イに掲げる期間の月数を、当該各号に定める率とする。

3 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算した月数(当該合算月数が零である場合は、当該各号に定める率とする。)を除して得た率

イ 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

口 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び当該特例による障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日(二以上の障害を給付事由とする障害共済年金にあつては、準用国共済法第八十二条第四項の規定による障害)の属する月後までの期間を除く。)

4 特例による障害共済年金に係る準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第六項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

5 前二項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及びロに掲げる期間の月数(同号ロに掲げる期間の月数が零である場合は、同号イに定める率とする。)を除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

口 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

二 第二項第二号又は第三号に掲げる場合 同項第一号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による障害共済年金の受給権者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

6 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

7 第一項及び第二項の規定は第七十九条の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額に相当する額とする。

8 第一項若しくは第三項(これららの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合の確認を受けたところによる。)が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族共済年金(以下この条及び第八十九条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)の規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

9 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前条第二項第一号に掲げる場合 イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数(ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数)を

合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率
イ 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

口 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

ハ 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるもの

二 前条第二項第二号に掲げる場合 前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由の相手国期間であつて政令で定めるものの相手国期間であつて政令で定めるものの月数を、当該月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

三 前号に規定する按分率を遺族共済年金の額の計算の基礎となる私学共済加入者期間の月数準用国共済法第八十九条第一項第一号イに規定する月数をいう。)を勘案して修正した按分率により給付の額を計算するものとされた政令で定める社会保障協定の場合イ及び口に掲げる月数を合算した月数を三百で除して得た率

4 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及び口に掲げる期間の月数(同号口に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及び口に掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率)と同一の障害を給付する障害の状態における障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

5 第十七条の規定は私学共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により准用国共済法第八十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

口 三百月からイに掲げる月数を控除して得た月数に、イに掲げる月数を当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を乗じて得た月数

3 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 同号イに掲げる期間の月数を、同号イ及び口に掲げる期間の月数(同号口に掲げる期間の月数が零である場合にあっては、同号イ及び口に掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率)と同一の障害を給付する障害の状態における障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

5 第二項第一号又は第二号に掲げる場合 同号第一号に掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数を、当該月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第七十四条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

第八十五条 障害認定日が発効日前にある傷病(相手国期間中に初診日のある傷病に限る。)による障害を有する者(当該初診日において私学共済制度の加入者であった者を除く。)が、当該加入者であるときに障害認定日において、私学共済加入者期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の

合算した月数(当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率

イ 第一号イに掲げる期間の月数

口 三百月からイに掲げる月数を控除して得

ついて、第十七条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の相手国期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率を支給する。

2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、それぞれ準用する。

3 第二項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第八十二条第四項から第六項まで及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について、その第一項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項第一号に掲げる障害共済年金の支給停止の特例)

6 前条第八項の規定は、第一項又は第三項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第七十四条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る长期給付等に関する特例

(発効日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する特例)

第八十六条 退職の日が発効日前である者であつて、相手国期間中に初診日のある職務によらない傷病による障害を有するもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の

の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害共済年金を支給する。

障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りない。

2 第八十二条第一項、第二項及び第八項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の準用による金額について、第八十二条第三項、第五項及び第八項の規定は前項の規定により支給する国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による障害一時金の準用国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額による金額について、それぞれ準用する。

（発効日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する特例）

第八十七条 私学共済制度の加入者であつた者であつて相手国期間を有するものが、発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から発効日までの間において準用国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。）

一 相手国期間中に死亡した者であるとき。

二 相手国期間中に初診日のある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないものである

とき（前号に該当するときを除く。）。

三 第七十七条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

四 第七十七条第一項、準用国共済法第二条第一項第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

五 第七十七条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当することができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項

八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の支給の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

六 次の各号に掲げる額について、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号イの規定による額 第八十三条第一項 第二項及び第六項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第八十三条第三項、第四項及び第六項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第八十三条第一項 第二項及び第六項

四 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

五 第七十七条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、第一項第三号に該当する

及び第二項 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものに支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

六 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものとする。

七 第一項の規定による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

八 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、発効日の属する月の翌月から始めるものに支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

九 第一項の規定による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例

（二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例）

第十条 私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たさない者が二以上の相手国期間を有しているときは、一の社会保障協定ごとに当該社会保障協定に係る一の相手国期間のみを有しているものとして前二節の規定をそれぞれ適用する。

（二以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等の支給要件等に関する特例）

第十一条 前二節の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、当該私学共済法による長期給付等の受給権者（特例による遺族共済年金又はこれに加算する私学共済法の遺族共済年金若しくは私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算にあつては、当該特例による遺族共済年金又は当該私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算若しくは私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の給付額に相当する額に相当する部分の額 第十七条第一項

第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額による部分の額 第十七条第一項

第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十七条第一項

官報 (号外)

付事由となつた死亡に係る者が二以上の相手国期間(前二節の規定を適用するものとした場合に当該私学共済法による長期給付等の支給要件又は加算の要件に関する規定に規定する受給資格要件を満たすこととなるものに限る。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該私学共済法による長期給付等の種類に応じ、それぞれ計算した額のうち最も高いものとする。

第五節 不服申立てに関する特例等

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

第九十条 第十四条第四項、第三十二条第八項(第三十三条第六項、第三十七条第八項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む)、第四十七条第八項(第四十八条第六項(第五十二条第六項において準用する場合を含む)、第五十条第二項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む)又は第六十四条第八項(第六十五条第六項(第六十九条第六項において準用する場合を含む)、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む)の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に對して審査請求をすることができる。

2 第八十二条第八項、第八十三条第六項、第八十条(前項において準用する場合を含む)、第七条第六項において準用する場合を含む)、第一項

八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第八十二条第八項の規定による確

認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第九十一条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものと除き、政令で定めるものに限る。)の規定により同種の請求を受理することとされている相手国実施機関等を経由してすることができる。

例)

第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者について

ては、国共済法第七十九条第七項(私学共済法第二十五条において読み替えて準用する場合を含む)及び地共済法第八十一条第八項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給を停止する。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害認定権を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等で

あつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法により同一の障害を支給するもの(前二項の規定により

第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

第一節 二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る給付の支給の調整

条第二項を除く。)において「相手国期間中に初診日のある傷病」という。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該初診日において、当該傷病

以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者はに限る。)は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

2 相手国期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害認定権を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。

3 相手国期間中に初診日のある傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法により同一の障害を支給するもの(前二項の規定により有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等で

あつた期間のみを有するものと至つた者を除く。)は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日にお

ける被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

4 前二項の規定は、相手国期間(政令で定める社会保険協定に係るものと除く)中に初診日のある傷病(政令で定める社会保険協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。第九十七条第二項において同じ。)による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日又は第四十四条、第六十条若しくは第七十九条に規定する退職の日(以下「障害認定日等」という。)において二以上の障害に係る障害認定日又は第四十四条、第六十条若しくは第七十九条に規定する退職の日(以下「障害認定日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものの障害手当金又は障害一時金の支給について準用する。この場合において、第一項中「以下この章(第四項及び第九十七条第二項を除く。)とあるのは次項及び第三項」と、「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下この条において「障害手当金等」という。)の」と、「当該年金たる給付」と

あるのは「当該障害手当金等」と、「第二十八条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第四項に規定する障害認定日等」と、「障害認定日が」とあるのは「障害認定日等が」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十九条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十二条又は第七十九条」と、前項中「障害認定日」にあるのは「次項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「障害認定日前」とあるのは「障害認定日等前」と、「第二十九条第二項、第四十三条第一項、第六十条第一項又は第七十八条第一項」とあるのは「第二十九条第二項、第四十四条、第六十二条又は第七十九条」と読み替えるものとする。

2 相手国期間(政令で定める社会保険協定に係るものと除く)中に死亡した者(政令で定める社会保陝協定に係る場合にあつては、これに相当する者として政令で定める者とする。第九十

八条第一項において「相手国期間中に死亡した者」という。)又は相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く)は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第三十条第二項及び第三項、第四十五条、第六十二条又は第八十条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

2 第二十七条、第四十二条第一項、第五十九条第一項又は第七十七条第一項の規定により、同

時に同一の死亡を支給事由とする二以上

の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項及び第十九条第二項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定を適用する。

規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。
この場合において、当該最も高い遺族給付の経過的寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の支給の調整

(号外)	（発効日前に障害認定日又は障害程度を認定すべき日がある場合における二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金及び障害手当金の支給の調整）
第九十七条 障害認定日が発効日前にある傷病である場合に限る。)に係る初診日において相手国期間(政令で定める社会保険協定に係るもの)を除く。)を被保険者等であつた期間を有する者に係る障害を有する者は、当該障害認定日において、当該傷病により当該傷病に係る障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金又は障害一時金の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するときは、第九十四条第四項において読み替えて準用する同条第一項から第三項までの規定中「第二十九条第二項、第四十四条、第六十一条又は第七十九条」とあるのは、「第三十六条、第五十一条、第六十八条又は第八十六条」と読み替えてこれらの規定を準用する。	

（発効日前の死亡した日に二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給の調整）
第九十八条 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に死亡した者に限る。)が発効日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するときは、第九十五条第一項、第六十条第一項又は第七十条第一項及び第三項及び第三項、第四十五条第一項、第五十一条又は第七十九条と読み替えて同項の規定を準用する。
（国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例）
第百条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、相手国法令(政令で定める社会保険協定に係るもの)を除き、政令で定めるものに限る。次条において同じ。)の規定により同種の請求を受理することとされる。

2 被用者年金被保険者等でない者(相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者に限る。)が発効日前に死亡した場合は、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するときは、第九十五条第一項、第六十二条第二項又は第八十条第一項及び第三項及び第三項、第四十五条第一項、第五十一条又は第七十九条と読み替えて同項の規定を準用する。
2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。
3 前二項の規定は、発効日前に行われた国民年金法又は厚生年金保険法による処分に対する第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、適用しない。
（相手国法令による申請等）
第一百条 相手国法令において相手国実施機関等に対し行うこととされている申請又は申告（以下この項において「相手国法令による申請等」という。）を行おうとする者は、当該相手国

法令による申請等に係る文書を日本国実施機関

等社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、

全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合におい

て、当該日本国実施機関等が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を当該相手国実施機関等に送付するものとする。

2 相手国法令において相手国実施機関等に申し立てるごとにされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事務団の共済審査会(以下この項において審査機関)とて、その旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を相手国実施機関等に送付するものとする。

(情報の提供等)

第百二条 日本国実施機関等又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(以下この項において「日本側保有機関」という。)は、公的年金各法並びに医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(以下この項において「日本側適用法令」といいう。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、加入者若しくは加入者であつた者又は公的年金各法による給付の受給権者に関する情報であつてこの法

律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この条において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はそ

の遺族の権利義務に係る社会保障協定の規定の実施に必要な限度において、社会保障協定に規定する相手国の権限のある当局又は相手国実施機関等(以下この条において「相手国側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本国側保有機関は、前項の場合のほか、相手国側保有機関(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)からの要請に基づいて、当該社会保障協定に係る相手国法令の規定の実施のため必要と認められる場合であつて、保有情報の本人若しくはその遺族の利益になるとき、又は保有情報の本人若しくはその遺族の同意が得られるときに限り、当該保有情報を、当該相手国側保有機関に対して提供することができる。

3 前二項の規定により日本側保有機関が相手国側保有機関に提供した保有情報の本人又はその遺族(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。)は、日本側保有機関の長に対し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、当該保有情報の内容又は相手国側保有機関への提

供の目的について、書面によりその開示を請求することができる。

4 日本国側保有機関の長は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、書面により当該開示の請求に係る情報について開示をしなければならない。

5 日本国側保有機関は、相手国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に保有する個人情報の保護に関する法律の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍事項の無料証明)

第百三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。)は、相手国年金の受給権者(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、相手国法令(政令で定める社会保障協定に係るものに限る。以下この条において同じ。)の適用を受ける者、相手国法令の適用を受けたことがある者又は相手国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関する、無料で証明を行うことができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年三月三十一日までに於て政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三十条及び第三十一条の規定は公布の日から、第五章の規定は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(国民健康保険の被保険者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次条第一項及び附則第十七条において「施行日」という。)から健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第一条第四号に掲げる規定

は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・各省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第一百六条 前各条に規定するものほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の社会保障協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

る。

(実施命令)

第一百五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、社会保障協定及びこの法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・各省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

の施行の日の前日までの間における第一条、第五条第一項第三号及び第一百二条第一項の規定の適用については、第一条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国民年金法」とあるのは「国民年金法」と、同号中「しないこと」とされた者、次条第一項の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者」とあるのは「しないこと」とされた者」と、同項中「並びに医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。）及び医療保険各法（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第一項に規定する医療保険各法をいう。）」とする。

（労働者災害補償保険法等の適用に関する経過措置）

第三条 施行日から雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二号）附則第一条

官 第二条第一項の規定の適用について

2 前項の規定により読み替えられた第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としないこととされた者については、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における後期高齢者医療の被保険者としないこととされた者（昭和五十七年法律第八十号）及び雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六十号）の規定は、適用しない。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給に関する経過措置）

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るもの）を除く。）及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

（昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害基礎年金の支給に関する経過措置）

第五条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るもの）を除く。）及び国民年金の被保険者期間又は被用者年金被保険者等であつた期間を有し、かつ、大正十五年四月一日以前に生まれた者は、かつて政令で定めるものが発効日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

（旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例）

第六条 第十一条第一項の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金（次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金等の支給に関する経過措置）

第九条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るもの）を除く。）及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令によ

（旧国民年金法による通算老齢年金について準用する。）

第七条 旧国民年金法による障害年金（当該障害年金の受給権者に対する更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。）を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るもの）を除く。）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあつては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）によるものは、これらの規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であったものとみなす。

（二以上の相手国期間を有する者に係る国民年金法による給付等に関する特例）

第八条 第六章第四節の規定は、附則第四条から前条までの規定により支給する国民年金法による給付等及び旧国民年金法による給付について準用する。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金等の支給に関する経過措置）

第十二条 第二十七条の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金（次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金（次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。）

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十五
条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金（次項において「旧厚生年金保険法による脱退手当金」という。）

前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金（旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。）の額及び旧厚生年金保険法による脱退手当金の額は、第三十一条第一項及び第二項の規定を参照して政令で定めるところによる。

第十二条 旧厚生年金保険法による障害年金（その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの）を除く。）を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものとされたものとして政令で定めるものとする。）によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

（二以上の相手国期間を有する者に係る厚生年

金保険法による保険給付等に関する特例）

第十三条 第七章第四節の規定は、附則第九条から前条までの規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等及び旧厚生年金保険法による保険給付について準用する。

（旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等の特例）

第十四条 相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るもの）を除く。以下この項において同じ。）及び昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。）による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの（以下この項において「支給要件規定」という。）に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定を適用する場合においては、その者の相手国期間であつて政令で定めるものを、旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有することができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害が相手国期間（政令で定める社会保障協定に係るものとされたものとして政令で定めるものとする。）によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

（次項において「旧船員保険法による老齢年金」という。）

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有する特例老齢年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金

（二以上の相手国期間を有する者に係る旧船員保険法による保険給付に関する特例）

第十六条 第七章第四節の規定は、前二条の規定により支給する旧船員保険法による保険給付について準用する。

（二以上の相手国期間を有する者に係る旧船員保険の被保険者であつたものとみなす。）

（次項において「旧船員保険法による老齢年金」という。）

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金

（二以上の相手国期間を有する者に係る旧船員保険法による保険給付に関する特例）

第十七条 施行日が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

2

前項の規定により支給する旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。）の額及び旧船員保険法による脱退手当金の額は、第三十一条第一項及び第二項の規定を参照して政令で定めるところによ

る。

第十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの（その権利を取得した當時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの）を除く。）を受けられる者が含む。）とあるのは、「当該職員とみなされる者」とする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置）

第十八条 病気にかかり、若しくは負傷した日が

める社会保障協定に係るもの）中に初診日のある傷病（政令で定める社会保障協定に係る場合にあっては、これに相当するものとして政令で定めるものとする。）によるものは、これらの規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金の被保険者であつたものとみなす。

昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限り(この法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る規定の適用に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前に死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第十九条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前に死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十二条 病気により、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び地共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第二十三条 病気により、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び地共済組合員期間を有し、かつ、昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給に関する経過措置)

第二十四条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)及び昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十五条 第八章第四節の規定は、前二条の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十六条 病気により、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限り(この法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る規定の適用に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(昭和六十一年四月一日前に死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十七条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。)及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の旧脱退一時金等の支給)

第二十八条 相手国期間(政令で定める社会保障協定に係るもの)を除く。以下この項において同じ。)及び昭和六十一年四月一日前に私学共済加入者期間を有し、かつ、私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による長期給付等に関する特例)

(第二十五条 第九章第四節の規定は、前二条の規定によりなお従前の例によることとされる脱退一時

金又は特例死亡一時金の受給資格要件である期間を満たさない者については、その者の相手国期間であつて政令で定めるものをその者の私共済加入者期間に算入して私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一百六号)第一条の規定による改正前の私立

ならば同法の規定に基づく脱退一時金又は特例死亡一時金が支給されることとなるときは、その者に当該脱退一時金又は特例死亡一時金を支給する。ただし、その者が第七十七条第一項の規定により支給する退職共済年金その他の政令で定める年金である給付を受ける権利を有するときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する脱退一時金又は特例死亡一時金の額については、第八十一条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めると

こによる。
(二)以上の相手国期間を有する者に係る私学共済法による長期給付等に関する特例)

第二十九条 第十章第四節の規定は、前三条の規定により支給する私学共済法による長期給付等について準用する。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十条 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正す

る。

第二十一条第三項中「に係る障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に、「当該障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に改める。

第六十七条第四項中「障害程度を認定すべき日」を「障害認定日」に、「日(以下)」を「日(附則第三十六条第二項において)」に改める。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の」を「当該障害に係る障害認定日ににおいて厚生年金保険の」に改める。

附則第三十六条第二項中「障害程度を認定すべき日等が」を「障害程度を認定すべき日又は第

三十三条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。)が」に、「二以上」を「当該障害に係る障害認定日等において二以上」に改める。

(他)の法律の廃止)
五十六条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」とい

う。)が」に、「二以上」を「当該障害に係る障害認定日等において二以上」に改める。

(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第三十一条 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項ただし書中「に係る障害認定日」に改め

る。

第二十条第三項中「に係る障害程度を認定す

べき日」を「に係る障害認定日」に、「当該障害程度を認定すべき日」を「に係る障害認定日」に改める。

第六十六条第四項中「障害程度を認定すべき日」を「障害認定日」に、「日(以下)」を「日(附則第三十六条第二項において)」に改める。

附則第十条第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険の」を「当該障害に係る障害認定日ににおいて厚生年金保険の」に改める。

附則第三十六条第二項中「障害程度を認定すべき日等が」を「障害程度を認定すべき日又は第

三十三条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。)が」に、「二以上」を「当該障害に係る障害認定日等において二以上」に改める。

(他)の法律の廃止)
第三十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)

二 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)

三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二百二十六号)

の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第二百二十七号)

五 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十八年法律第七十二号)

六 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第七号)

七 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第七号)

八 社会保障に関する日本国とオランダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第七号)

九 社会保障に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第七号)

十 社会保障に関する日本国とノルウェーとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第七号)

十一 社会保障に関する日本国とオランダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第七号)

審査報告書

附帯決議

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月十日

環境委員長 大石 正光

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行の窒素酸化物対策地域等のうち大気汚染が特に著しい地区において、自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染防止対策の強化を図るため、当該地区について都道府県知事が窒素酸化物重点対策計画等を策定するとともに、自動車の交通需要を生じさせる用途の建物を新設する際の届出制度、窒素酸化物対策地域等の外に使用の本拠の位置を有する自動車を使用する事業者による窒素酸化物等の排出抑制のための取組の導入等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

五、流入車対策については、排出基準適合車を識別可能なステッカー制度等の早期導入を検討す

て適切な措置を講すべきである。

一、法律の基本方針の目標である平成二十二年度までに対策地域内の環境基準を達成するよう最善を尽くすこと。また、局地的大気汚染の状況にもかんがみ、必要に応じて本法に基づく対策の見直しを行うとともに、平成二十二年度以降も引き続き自動車排出ガス対策を着実に実施していくこと。

二、大都市地域における局地的な大気汚染については、本法に基づく対策に加えて、自動車交通量そのものを抑制する施策が重要であることから、そのための有効な施策の早期導入を検討すること。

三、重点対策地区の指定に当たつては、社会・経済情勢の変化等により環境基準の達成が危ぶまれる地域を幅広く積極的に指定していくよう都道府県知事に対し適切に助言を行うこと。

四、特定建物の新設に係る届出については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

六、浮遊粒子状物質の中でも特に健康影響が懸念されているPM_{2.5}については、既に諸外国において環境基準が設定されていること等の状況を踏まえ、国内の健康影響に関する知見を早期に取りまとめ、環境基準の設定を行うとともに、その対策の在り方についても検討を行うこと。

七、局地的な大気汚染による健康影響に関する疫学調査については、本委員会の附帯決議などを受けて平成十七年度より実施しているが、調査結果の速やかな評価・解明を図ること。

八、東京大気汚染公害訴訟の早期和解に向けて、健康被害対策等の措置を早急に検討する等誠意をもつて対応すること。

九、自動車排出ガスの問題については、大気汚染に加えて、地球温暖化やエネルギーの問題等にも関わることから、道路、鉄道等を一体に考え

た総合交通体系の構築に向けて、関係各省の連携を強化し、総合的かつ抜本的な対策の実施に努めること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

平成十九年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

四、特定建物の新設に係る届出については、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

切に助言すること。

第二章 自動車排出窒素酸化物等の総量の削減

に関する基本方針及び計画(第六条)

第十二条

自動車排出窒素酸化物等の総量の削減

に関する特別の措置

第一節 窒素酸化物排出自動車等に関する措

置(第十二条—第十四条)

第二節 窒素酸化物重点対策地区等に関する

措置(第十五条—第三十条)

第三節 事業者に関する措置(第三十一条—

第四十三条)

第四章 雜則(第四十四条—第四十八条)

第五章 罰則(第四十九条—第五十二条)

附則

第一章 総則

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 自動車排出窒素酸化物等の総量の

削減に関する基本方針及び計画

第六条第一項中「窒素酸化物総量削減計

画の策定」の下に「第十七条第一項の粒子状物質

重点対策地区の指定」を加え、「第十五条第一項」

を「第三十一条第一項」に改め、同条第三項中「該

当する」を「該当し、又は該当しなくなつた」に改

め、一定める政令」の下に「の制定又は改廃」を加え

る。第七条第六項中「変更」の下に「(第十六条第一項

の窒素酸化物重点対策計画を策定し、又は変更す

る場合を含む。」)を加える。

第八条第二項第二号中「粒子状物質総量削減計

画の策定」の下に「(第十八条第一項

の粒子状物質重点対策計画を策定し、又は変更す

る場合を含む。)」を加える。

第十二条の次に次の章名及び節名を加える。

第十三条の次に次の章名及び節名を加える。

第十四条の次に次の章名及び節名を加える。

第十五条の次に次の章名及び節名を加える。

第十六条の次に次の章名及び節名を加える。

第十七条の次に次の章名及び節名を加える。

第十八条の次に次の章名及び節名を加える。

第十九条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十一条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十二条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十三条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十四条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十五条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十六条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十七条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十八条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十九条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十一条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十二条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十三条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十四条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十五条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十六条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十七条の次に次の章名及び節名を加える。

第三十八条の次に次の章名及び節名を加える。

第二十五条までを二十二条ずつ繰り下げる。

第二十二条第一項中「(平成元年法律第八十二

号)」を削り、「第十六条から第十九条まで及び第

二十条第一項」を「第三十二条から第三十五条ま

で、第三十六条第一項、第三十七条から第三十

九条まで及び第四十一条第一項から第四項まで

に、「第十六条、第十八条、第十九条及び第二十

三条第一項」を「第三十二条、第三十四条、第三十五

条、第三十九条第二項及び第四十一条第一項から

第四項までの規定」に、「並びに第十七条」を「第

三十三条」に改め、「都道府県の知事」の下に「と

あり、第三十六条第一項及び第三十七条中「当該

指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあ

り、並びに第三十八条及び第三十九条第一項中

「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあ

り、「同条及び第十八条」を「第三十三条、第三

十四条、第三十六条第一項各号列記以外の部分及

び第三十七条」に改め、「同条第二項中「第十七条」

を「第三十三条及び第三十六条第一項」に、「同条」

を「当該各条」に、「同項」を「前項」に、「第十八条」

を「第三十四条及び第三十七条」に改め、「同条第三

項中「認めるとき」の下に「又は事業活動に伴う

指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出

であつて、周辺地域内自動車に係るもの抑制を

図るために必要があると認めるとき」を加え、「第

十六条、第十九条又は第二十条第一項」を「第三十

二条、第三十五条、第三十八条、第三十九条又は

第四十一条第一項から第四項まで」に改め、「同条

を第四十三条とし、同条の次に次の章名を付す。

る。

第四章 雜則

第二十一条第一項中「第十七条」を「第三十三条」とび第三十六条第一項に、「同条」を「当該各条」に、「第十八条」を「第三十四条及び第三十七条」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十条第三項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項

とし、同条第一項中「前条」を「第三十四条及び第三十五条に改め、同項を同条第二項とし、同項

3 都道府県知事は、第三十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に關し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることとする。

4 都道府県知事は、第三十七条及び第三十九条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査さ

せることができる。

第二十条に第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十条を第四十一条とする。

第十九条第一項中「第十五条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の二項を加える。

(周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の作成)

第三十六条 第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車又は同項の粒子状物質対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車(以下この条において「窒素酸化物等排出自動車」と総称する。)であつて、周辺地域内に使用の本拠の位

置を有するもの(以下「周辺地域内自動車」といいう。)を使用する事業者は、次の各号のいずれにも該当するときは、主務省令で定めるところに依り、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のた

めに必要な計画的に取り組むべき措置であつて、指定地区内において運行される周辺地域内

自動車に係るもの実施に関する計画を作成し、当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出しなければならない。

一 当該事業者の使用する周辺地域内自動車のうち政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するとき。

二 主務省令で定めるところにより算定した、当該事業者の使用する前号の一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数が、主務省令で定める回数以上であるとき。

(定期の報告)

第三十七条 前条第一項の規定により同項の計画を作成すべき事業者(以下「周辺地域内事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う指定地区(同条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。)における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に關し、主務省令で定める事項を当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に報告しなければならない。

4 前項の「周辺地域」とは、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の周辺の地域であつて、その地域内に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車が指定地区内において相

当程度運行されていると認められる地域として、指定地区ごとに主務省令で定めるものをい

(指導及び助言)

5 環境大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、事業所管大臣に協議しなければならない。

6 環境大臣は、第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

とが必要であると認められる地区として、環境大臣が指定するものをいう。

4 前項の規定による指定は、都道府県知事の申出に基づいて行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、事業所管大臣に協議しなければならない。

6 環境大臣は、第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、当該指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要と認めるときは、周辺地域内事業者に対し、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動

車に係るもののに抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るもののが第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該周辺地域内事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものとの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 前項の規定による勧告をした都道府県知事は、同項に規定する勧告を受けた周辺地域内事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができること。(事業者の努力)

第四十条 事業者は、その使用する周辺地域内自動車を窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において運行する場合にあつては、第十四条の規定による道路運送車両法第四十一条に基づく技術基準に適合したものを使用するよう努めなければならない。

2 窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地

官報(号外)

<p>資するため、窒素酸化物総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染が窒素酸化物対策地域内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区的実情に応じた自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るための対策(以下「窒素酸化物重点対策」という。)を計画的に実施することが特に必要であると認める地区を、粒子状物質重点対策地区として当該粒子状物質対策地域内に指定することができる。</p> <p>2 窒素酸化物重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 窒素酸化物重点対策の実施に関する目標</p> <p>二 窒素酸化物重点対策地区における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染を防止するための具体的方策</p> <p>三 窒素酸化物重点対策地区内に自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途に供する建物の設置をする者が配慮すべき事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項</p> <p>(粒子状物質重点対策地区)</p> <p>第十七条 都道府県知事は、粒子状物質対策地区における自動車排出粒子状物質の総量の削減に資するため、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、自動車排出粒子状物質による大気の汚染が粒子状物質対策地区内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区的実情に応じた自動車排出粒子状物質による大気の汚染の防止を図るための対策(以下「粒子状物質重点対策」という。)を計画的に実施することが特に必要であると認める地区を、粒子状物質重点対策地区として当該粒子状物質対策地域内に指定することができる。</p>	<p>対策を実施するための計画(以下「窒素酸化物重点対策計画」という。)を定めなければならぬ。</p> <p>2 窒素酸化物重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 窒素酸化物重点対策の実施に関する目標</p> <p>二 窒素酸化物重点対策地区における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染を防止するための具体的方策</p> <p>三 窒素酸化物重点対策地区内に自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途に供する建物の設置をする者が配慮すべき事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項</p> <p>(粒子状物質重点対策地区)</p> <p>第十七条 都道府県知事は、粒子状物質対策地区における自動車排出粒子状物質の総量の削減に資するため、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、自動車排出粒子状物質による大気の汚染が粒子状物質対策地区内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区的実情に応じた自動車排出粒子状物質による大気の汚染の防止を図るための対策(以下「粒子状物質重点対策」という。)を計画的に実施することが特に必要であると認める地区を、粒子状物質重点対策地区として当該粒子状物質対策地域内に指定することができる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2

第十五条第二項及び第三項の規定は、粒子状物質重点対策地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(粒子状物質重点対策計画)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により粒子状物質重点対策地区を指定したときは、粒子状物質総量削減計画において、当該粒子状物質重点対策地区に関する粒子状物質重点対策を実施するための計画(以下「粒子状物質重点対策計画」という。)を定めなければならない。

2 粒子状物質重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 粒子状物質重点対策の実施に関する目標

二 粒子状物質重点対策地区における自動車排出粒子状物質による大気の汚染を防止するための具体的方策

三 粒子状物質重点対策地区内に自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途に供する建物の設置をする者が配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項

(住民の理解を深める等のための措置)

第十九条 都道府県は、広報活動等を通じて、窒素酸化物重点対策計画及び粒子状物質重点対策計画の意義に関する窒素酸化物重点対策地区内及び粒子状物質重点対策地区内の住民の理解を深めるところにより、次に掲げる事項

深めるとともに、窒素酸化物重点対策計画及び

粒状物質重点対策計画の実施に関する窒素酸

化物重点対策地区内及び粒子状物質重点対策地区内の住民の協力を求めるよう努めなければならない。

(特定建物の新設に関する届出等)

第二十条 窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所その他の自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)に供する部分のある建物で特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が当該窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県の条例で定める規模以上のもの(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大

2 前項の規定による変更に係る事項の届出は、第二十三条第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

3 第二項の規定による変更に係る事項の届出は、第二十三条第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

4 第二項の規定による変更に係る事項の届出は、第二十三条第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

5 第二項の規定による変更に係る事項の届出は、第二十三条第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

6 第二項の規定による変更に係る事項の届出は、第二十三条第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

7 第二項の規定による変更に係る事項の届出は、第二十三条第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十一条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

8 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等について、環境省令で定めるところにより算定される総量の予測

9 自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

10 前項の規定による届出には、環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

11 前項の規定による届出をした者は、当該届出の日から起算して八月を経過した後でなければ、当該届出に係る特定建物の新設をしてはならない。

12 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

13 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

14 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

15 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

16 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

17 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

18 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

19 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

20 第二十二条第一項の規定による届出がされたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

を都道府県知事に届け出なければならない。

一 特定建物の名称及び所在地

二 特定建物を設置する者及び当該特定建物において事業を行う者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては代表者の氏名

知事に届け出なければならない。

2 第二十条第一項の規定による届出があつた特定建物について、当該届出に係る同項第三号から第八号までに掲げる事項の変更があるときは、当該特定建物の新設をする者又は設置をしている者は、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

4 第二十条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に係る第二項の届出をした者は、当該届出の日から起算して八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行つてはならない。

5 第二十条第一項の規定による届出があつた特定建物について、特定部分の延べ面積を同項の規定に基づく都道府県の条例で定める規模未満とする者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事の意見等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十条第一項又は前条第二項の規定による届出があつた日から起算して八月以内に、当該届出をした者に対し、窒素酸化物重点対策計画又は粒子状物質重点対策計画を勘案して、理由を付して、当該特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

6 第一項の規定により意見が述べられた場合にかかるわらず、第二十条第一項の規定による届出をした者は、その届け出たところによつて、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

7 前項の規定による届出をした者は、第一項の規定による届出又は通知の日から起算して二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る特定建物の新設をし、又は当該届出に係る変更を行つてはならない。

8 前項の規定は、第四項の規定による届出については、適用しない。

有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨を通じようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事が第一項の規定により意見を有しない旨を通知した場合には、第二十条第三項及び前条第四項の規定は、適用しない。

4 第二十条第一項又は前条第二項の規定による届出をした者は、第一項の規定による意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県知事に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

5 第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第二十条第一項の規定により意見が述べられた場合には、その届け出たところによつて、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての配慮)

第二十六条 第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第四項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところによつて、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

2 前項に規定する届出に係る特定建物において、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。

4 都道府県知事から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県知事に、必要な変更に係る届出を行うものとする。

(都道府県知事の勧告等)

第二十五条 都道府県知事は、前条第四項の規定による届出又は通知の内容が、同条第一項の規定により都道府県知事が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る特定建物が所在する窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内の自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染を更に著しくする事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、当該届出又は通知がなされた日から起算して二月以内に、当該届出又は通知をした者に対しての配慮)

5 第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第二十三条の規定は、第四項の規定による届出については、適用しない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての配慮)

第二十七条 第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の規定による届出、第二十四条第四項の規定による届出若しくは通知又は第二十五条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る特定建物を譲り受けた者は、当該

官 報 (号 外)

特定建物に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第二十一条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による届出、第二十四条第四項の規定による届出若しくは通知又は第二十五条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出又は通知に係る特定建物を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定建物を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による届出、第二十四条第四項の規定による届出若しくは通知又は第二十五条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第二十八条 都道府県知事は、第二十条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建物を設置する者に対し、報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定建物を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該特定建物において事業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての配慮)

第二十九条 一の地区が窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区として指定された際その地区内において特定建物を現に設置している者は、その特定建物の特定用途に係る活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

2 前項に規定する特定建物において特定用途に係る事業を行う者は、当該特定建物を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う活動に協力するよう努めなければならない。

(環境省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、特定建物に係る変更の届出の手続その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

本法律案は、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度及び拠点施設関連基盤施設整備事業等の実施に要する経費に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、広域的地域活性化基盤整備計画の下で整備される社会基盤が次世代においても有効に活用されるストックとして機能するよう、広域地方計画を含む国土形成計画を始めとする諸計画との整合性が確保されるよう努めること。また、社会基盤が広域的観点から整備されるよう、広域地方計画協議会において十分な議論が行われること。

三、地域自立・活性化交付金の採択に当たり、社会基盤整備による成果が広域にわたるような創意工夫がなされているなどについても適切に

に、地域自立・活性化交付金に必要な経費として二百億円、地域自立・活性化支援出資業務に必要な経費として十億円が計上されている。なお、広域的地域活性化基盤整備計画の作成に当たって、地域自立・活性化事業推進費百五十億円の一部が充てられる見込みである。

審査報告書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十九年五月十日

国土交通委員長 大江 康弘

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定制度及び拠点施設関連基盤施設整備事業等の実施に要する経費に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

三、地域自立・活性化交付金の採択に当たり、社会基盤整備による成果が広域にわたるような創意工夫がなされているなどについても適切に

一、費用

平成十九年度一般会計予算(国土交通省所管)

評価し、交付金が広域的地域活性化に資するものとなるよう努めるとともに、計画期間終了後においても、事後評価及びその公表を行い、計画目標の達成状況や交付金の効果等について地域住民や国民に分かりやすい形で明らかにすること。

官 報 (号 外)

四、民間拠点施設整備事業計画の認定に当たつては、当該計画の内容及びその実効性等について厳正な審査を行うとともに、認定後においても当該民間事業者による事業の確実かつ効果的な遂行について実態把握に努め、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

五、地域自立・活性化交付金に基づく都道府県事業及びまちづくり交付金による市町村事業について、それらの事業効果が最大限に発揮されるように、都道府県及び市町村の連携による両事業の一体的推進が図られるよう、適切な支援を行ふこと。

右決議する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 基本方針(第四条)

第三章 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置

第四章 第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等(第五条・第六条)

第二節 民間拠点施設整備事業計画の認定等

第三節 交付金(第十九条～第二十一条)

第四章 雜則(第二十二条・第二十三条)

第五章 責則(第二十四条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化(以下「広域的地域活性化」という。)を図ることが重要となつてきることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づく民間拠点

施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤設施整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もつて地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「広域的特定活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 次に掲げる活動であつて、当該活動が行われる地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いもの

イ 國際的又は全国的な規模の会議、研修会、見本市又はスポーツの競技会の開催

ロ 國際観光地その他の主要な観光地において行われる次に掲げる活動

(1) 観光旅客に対する観光案内、宿泊その他他の役務の提供に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)

(2) 文化的資産の展示又は伝統芸能の公演

ハ 高等教育の段階における教育活動

二、国際的又は全国的な規模の工業製品の製造に関する事業活動(相当数の事業者により行われるものに限る。)又は共同研究開発

ホ イからニまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして国土交通省令で定める活動

一 次に掲げる事業であつて、拠点施設の整備事業

3 この法律において「拠点施設関連基盤施設整備事業」とは、都道府県が実施する事業であつて、次に掲げるものをいう。

六 前項第一号ホ又は第二号に掲げる活動 同項第一号ホ又は第二号の国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設

四 前項第一号ハに掲げる活動 教育施設

五 前項第一号ニに掲げる活動 工業団地又は研究開発施設

六 前項第一号ホ又は第二号に掲げる活動 同項第一号ホ又は第二号の国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設

二 前号に掲げるもののほか、同号に規定する

的に実施することが必要となるもの

活動を行う者又は同号に規定する来訪者の利用を増進する貨客の運送に関する事業活動であつて、この法律において「拠点施設」とは、地域における広域的特定活動の拠点となる施設であつて、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

2 この法律において「拠点施設」とは、地域における広域的特定活動の拠点となる施設であつて、次の各号に掲げる活動の区分に応じ、それ

て、前項第一号イに掲げる活動 会議場施設、研修施設、見本市場施設又はスポーツ施設

二 前項第一号ロ(1)に掲げる活動 一団地の觀光施設

三 前項第一号ロ(2)に掲げる活動 教養文化施設

四 前項第一号ハに掲げる活動 教育施設

五 前項第一号ニに掲げる活動 工業団地又は研究開発施設

六 前項第一号ホ又は第二号に掲げる活動 同項第一号ホ又は第二号の国土交通省令で定める活動の種類ごとに国土交通省令で定める施設

官 報 (号外)	
六 次条第一項に規定する広域的地域活性化基盤整備計画の作成に関する基本的事項	二 拠点施設に関する事項(前号の目標を達成するこするため拠点施設の整備を特に促進するこ
七 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化基盤整備計画の作成に関する基本的事項	とが必要な場合にあつては、その拠点施設に
八 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第一項に規定する全国	関する事項及び重点地区の区域)
九 計画との調和が保たれたものでなければならぬ。	三 第一号の目標を達成するために必要な拠点
十 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければな	四 前号の拠点施設関連基盤施設整備事業と一
十一 地域活性化基盤整備計画の作成に関する事項	体となつてその効果を一層高めるために必要な事業又は事務(以下「事業等」という。)に関する事項
十二 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。	五 計画期間
十三 第三章 広域的地域活性化基盤整備計画及びこれに基づく措置	六 前各号に掲げるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であつて国土交通省令で定めるもの
十四 第一節 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等	七 第二項第四号に掲げる事項には、都道府県が実施する事業等に係るもの記載するほか、必要に応じ、市町村、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合、港湾法第
十五 (広域的地域活性化基盤整備計画)	四条第一項の規定による港務局又は広域的地域活性化を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人若しくはこれらに準するものとして国土交通省令で定める者(以下「市町村等」という。)が実施する事業等(都道府県が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものと
十六 第二節 広域的地域活性化基盤整備計画の目標	九 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に広域的地域活性化基盤整備計画の写しを送付しなければならない。
十七 二条第三項第二号に掲げる事業(同項第一号イ、ロ又は又に掲げる事業(同号又に掲げる事業)にあつては、国土交通省令で定める事業に限る。)で他の都道府県との境界に係るものに限る。に記載しようとするときは、当該他の都道府県の意見を聽かなければならない。	十 第五項から前項までの規定は、広域的地域活性化基盤整備計画の変更について準用する。(広域地方計画協議会における協議の特例)
十八 三都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画を作成した都道府県を構成員に含む広域地方計画協議会をいう。以下同じ。は、同項に規定する事項のほか、当該広域的地域活性化基盤整備計画の実施に関し必要な事項について協議することができる。	十一 第六条 広域的地域活性化基盤整備計画
十九 四前項の規定により広域地方計画協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、国土形成計画法第十条第一項の広域地方計画協議会をいう。以下同じ。は、同項に規定する事項のほか、当該広域的地域活性化基盤整備計画の実施に関し必要な事項について協議することができる。	十二 第七条 都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画の認定等
二十 五都道府県は、広域的地域活性化基盤整備計画に記載される事項を記載するものとする。	六第七条 広域的地域活性化基盤整備計画に記載さ

官報 (号外)

れた重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業（建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものに限る。）であつて、当該事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下の「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「拠点施設整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該拠点施設整備事業に関する計画（以下「民間拠点施設整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間拠点施設整備事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業区域の位置及び面積
- 二 拠点施設の概要
- 三 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
- 四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
- 五 工事着手の時期及び事業施行期間
- 六 用地取得計画
- 七 資金計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、拠点施設整備事業に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの
- （民間拠点施設整備事業計画の認定基準等）
- 第八条 國土交通大臣は、前条第一項の規定によ

る認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間拠点施設整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該拠点施設整備事業が、基本方針のうち第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区的区域に係る第五条第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

二 当該拠点施設整備事業が、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること。

三 工事着手の時期、事業施行期間及び用地取得計画が、当該拠点施設整備事業を確実に遂行するために適切なものであること。

四 当該拠点施設整備事業を適確に施行するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力があること。

2 国土交通大臣は、前項の認定（以下「認定計画」といふ。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

（民間拠点施設整備事業計画の変更）

第十一条 認定事業者は、計画の認定を受けた民間拠点施設整備事業計画（以下「認定計画」といふ。）の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十二条 國土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画（認定計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る拠点施設設備事業（以下「認定事業」という。）の施行の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第十三条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定計画に係る事業区域内の土地の所有権その他當該認定事業の施行に必要な権原を取得した者は、國土交通大臣の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく

認定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間拠点施設整備事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

（改善命令）

第十四条 國土交通大臣は、認定事業者が認定計画に従つて認定事業を施行していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十五条 國土交通大臣は、認定事業者が前条の規定により計画の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を、関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市機構に通知するとともに、公表しなければならない。

（民間都市機構の行う拠点施設整備事業支援業務）

第十六条 民間都市機構は、民間都市開発法第四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開発法第十四条の八第一項の規定により國土交通大臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者による拠点施設整備事業を推進するため、國土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

地位を承継することができる。

2 國土交通大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ 認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。)に対する出資

処分を行うことを内容とするものに限る。)の受益権の取得

ホ イからニまでに掲げる方法に準ずるものとして国土交通省令で定める方法

二 認定事業者に対し、必要な助言、あつせん(その他の援助を行うこと)。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

イ 認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。)に対する出資

二 前項の規定により民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第七条の二第一項の指定都市(同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は市町村)(次条において「都市計画決定権者」と総称する。)に対し、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

ハ 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七条)第二条第二項に規定する不動産取引(認定建築物等を整備し、又は整備された認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを内容とするものに限る。)を対象とする同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資

三 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当

性化基盤整備法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とする。

三 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、国土交通省令で定める基準に従つて行わなければならない。(認定事業者による都市計画の決定等の提案)

四 都市計画法第十五条第一項各号とあるのは「第四条第一項各号及び広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号

2 前項の規定による提案(以下「計画提案」とい

う。)は、当該認定事業に係る土地の全部又は一部を含む一団の土地の区域について、次に掲げることに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容

が、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するも

のであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているもの)を除く。以下この条において同じ。)の区域内の土地について所有権又は借地権(建物の所有目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を有する者の三分の二以上の同意を得ており、かつ、同意をした者が所有するその区域内の土地の地積と同様の土地の総地積との合計の三分の二以上であること。

三 前項第二号の場合において、所有権又は借地

官 報 (号 外)

一 次に掲げる方法により、認定事業者の認定事業の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。)について支援すること。

イ 認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。)に対する出資

二 認定事業者に対し、必要な助言、あつせん(その他の援助を行うこと)。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

イ 認定事業者(専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。)に対する出資

四 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

一 前項の規定により民間都市機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、民間都市開発法第十一条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び広域的地域活性化基盤整備法第十五条第一項各号」と、民間都市開発法第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画に関する都市計画

二 土地区画整理法による土地地区画整理事業に関する都市計画

三 都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画

3 前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当

<p>該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ一とみなし、同意をした所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意をした借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意をした者の数とみなし、当該土地の地積に同意をした所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意をした借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意をした者が所有する土地の地積又は同意をした者が有する借地権の目的となつてはいる土地の地積とみなす。</p> <p>(計画提案を踏まえた都市計画の決定等)</p> <p>第十七条 都市計画決定権者は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした認定事業者に通知しなければならない。</p>
<p>4 都市計画決定権者は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聽かなければならない。</p> <p>(広域地方計画協議会における認定事業の円滑化がかつ確実な施行のために必要な協議)</p> <p>第十八条 認定事業者は、第六条第一項に規定する広域地方計画協議会に対し、その認定事業の実現のための協議を行ふことを求めることができる。</p>
<p>2 都市計画決定権者は、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更(計画提案に係る都市計画の素案の全部又は一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をいう。第三項において同じ。)をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。</p> <p>2 都市計画決定権者は、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更(計画提案に係る都市計画の素案の一部を実現することとなる都市計画の決定又は変更をいう。)をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項(これらは規定を同法第二</p>
<p>十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするとときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。</p> <p>3 都市計画決定権者は、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした認定事業者に通知しなければならない。</p> <p>3 広域地方計画協議会は、第一項の協議を行うことを求められた場合において、当該協議が調つたとき又は当該協議が調わないと至つたときはその結果を、当該協議の結果を得るために至つたときは当該協議を行ふことを求められた日から六月を経過することにその間の経過を、速やかに、当該協議を行ふことを求めた認定事業者に通知するものとする。</p> <p>第三節 交付金</p> <p>(交付金の交付等)</p> <p>第十九条 都道府県は、次項の交付金を充てて広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施(同じ事業等にあつては、市町村等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。)をしようとするときは、当該広域的地域活性化基盤整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 国は、都道府県に対し、前項の規定により提出された広域的地域活性化基盤整備計画に記載された第五条第二項第三号及び第四号の事業等の実施に要する経費に充てるため、第二条第三項第一号イからチまでに規定する施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができます。</p> <p>3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>第二十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の五第一項に規定する認定事業者である都道府県が前条第二項の交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業により建設される住宅についての同法第一百一条の十一の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第</p> <p>号第十九条第二項の交付金」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十九条第二項の交付金」とする。</p> <p>2 「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十九条第二項の交付金」とする。</p> <p>2 国は、都道府県が第十九条第二項の交付金を充てて整備する高齢者の居住の安定確保に關する法律第十九条第二項の交付金に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置</p> <p>第三十一条 都道府県が第十九条第二項の交付金を充てて整備する高齢者の居住の安定確保に關する法律第十九条第二項の交付金に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置</p>

する法律第四十九条第一項に規定する賃貸住宅についての同法第五十四条の規定の適用については、同条中「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けた整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第二号)第十九条第二項の交付金を充てて整備し、又は第四十九条第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第一条 第四百四十八条を「第四百四十八条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 公営住宅法の一部を次のように改正する。

(公営住宅法の一部改正)

第七条 第五項に次の一号を加える。

三 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第二号)第十

九条第二項の交付金

日程第一 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険等の特例等に関する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一九一名

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業

荻原 健司君 加納 時男君
狩野 安君 景山俊太郎君
片山虎之助君 神取 忍君
北岡 秀二君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
河合 常則君 小池 正勝君
倉田 寛之君 小林 温君
小泉 昭男君 佐藤 昭郎君
鴻池 祥肇君 佐藤 泰三君
佐藤 泰三君 坂本由紀子君
櫻井 新君 山東 昭子君
清水嘉与子君 陣内 孝雄君
鈴木 政二君 関谷 勝嗣君
昌一君 田中 直紀君
田浦 直君 伊達 忠一君
田村 公平君 武見 敬三君
鶴保 康介君 鶴保 康介君
田中川 義雄君 中島 真人君
竹山 裕君 谷川 秀善君
田村耕太郎君 中島 啓雄君
中原 爽君 中曾根弘文君
中川 雅治君 中川 雅治君
中村 博彦君 中村 博彦君
西島 英利君 野村 哲郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
南野知恵子君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 基之君
保坂 三蔵君 外添 要一君

伊藤 基隆君
池口 修次君
大塚 直史君
家西 悟君松下 新平君
水岡 俊一君
峰崎 直樹君円 より子君
内閣提出 法律案 (衆議院送付)
賛成者氏名伊達 忠一君
武見 敬三君
鶴保 康介君竹山 裕君
谷川 秀善君岩本 司君
小川 敏夫君
大石 正光君
大久保 勉君江田 五月君
尾立 源幸君
大江 康弘君
蓮 篠君森 ゆうこ君
柳澤 光美君
山根 隆治君
和田ひろ子君中川 雅治君
中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中曾根弘文君
中村 博彦君加藤 敏幸君
木俣 佳丈君
大久保 勉君
松井 孝治君北澤 俊美君
木俣 佳丈君
大久保 勉君
前田 武志君峰崎 直樹君
喜納 昌吉君
大江 康弘君
藤本 祐司君伊藤 基隆君
池口 修次君
大塚 直史君
家西 悟君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君木俣 佳丈君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小林 元君喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
小林 正夫君
佐藤 泰介君柳田 稔君
和田ひろ子君
市川 一朗君
鈴木 寛君中島 真人君
中原 爽君

反対者氏名

○名

伊達 忠一君
武見 敬三君
鶴保 康介君
中川 雅治君
中島 義雄君
中島 真人君
中曾根弘文君
中村 博彦君伊達 忠一君
武見 敬三君
鶴保 康介君
中川 雅治君
中島 義雄君
中島 真人君
中曾根弘文君
中村 博彦君喜納 昌吉君
神本美恵子君
喜納 昌吉君
神本美恵子君
喜納 昌吉君
神本美恵子君

官 報 (号 外)

平成十九年五月十一日 參議院會議錄第二十三号

投票者氏名

澤 雄二君	草川 昭三君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	蓮 舟君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	小林 元君	郡司 彰君	
白浜 一良君	木庭健太郎君	風間 舶君	蓮 舶君	渡辺 秀央君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君	
澤 雄二君	草川 昭三君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	蓮 舶君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君
澤 雄二君	草川 昭三君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	蓮 舶君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君

澤 雄二君	草川 昭三君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	蓮 舶君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君
白浜 一良君	木庭健太郎君	風間 舶君	蓮 舶君	渡辺 秀央君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君	
澤 雄二君	草川 昭三君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	蓮 舶君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君
澤 雄二君	草川 昭三君	浮島とも子君	渡辺 秀央君	蓮 舶君	山下八洲夫君	柳澤 光美君	森 ゆうこ君	水岡 俊一君	松下 新平君	前田 武志君	藤本 祐司君	福山 哲郎君	林 久美子君	廣中和歌子君	羽田雄一郎君	直嶋 正行君	那谷屋正義君	谷 博之君	佐藤 泰介君	小林 元君	郡司 彰君

官 報 (号 外)

平成十九年五月十一日 参議院会議録第二十三号

第明治三十五年三月三十日可認物便郵種三番二十二年五月二十日

発行所	二東京一 番四都港五 行政区虎ノ門四 行政法人國立印刷局 独立行政法人國立印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 1110円)